

1 同和問題(部落差別)



同和問題は、1965(昭40)年同和対策審議会答申において、「人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題」とされ、「その早急な解決こそ国の責務であり、国民的課題である」と指摘されています。

このことを踏まえ、同和問題の早期解決を図るため、1969(昭44)年の「同和対策事業特別措置法」の施行以来、3度にわたり制定された特別措置法に基づく特別対策を中心に、国と地方公共団体は、同和対策事業を推進してきました。その結果、特別措置法による特別対策については、概ねその目的を達成できる状況になったことから、経過措置を含めて2002(平14)年3月をもって終了しました。

1996(平8)年の地域改善対策協議会の意見具申には、今後の施策の基本的な方向として、「特別対策の終了、すなわち一般対策への移行が、同和問題の早期解決をめざす取り組みの放棄を意味するものではない」「一般対策移行後は、従来にも増して、行政が基本的人権の尊重という目標をしっかりと見据え、一部に立ち後れのあることも視野に入れながら、地域の状況や事業の必要性の的確な把握に努め、真摯に施策を実施していく主体的な姿勢が求められる」とされています。

そうした中、インターネットを使った差別書き込みなど、情報化の進展に伴い、部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、2016(平28)年12月9日に、部落差別は許されないものであるとする「部落差別解消推進法」が施行されました。法律では、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを目的とするもので、国及び地方公共団体の責務が示されています。地方公共団体には、部落差別の解消に関して地域の実情に応じた施策を講じるよう努めるとともに、部落差別に関する相談の的確に応じるための体制の充実や、部落差別を解消するために必要な教育及び啓発の推進を求めています。

これまで、国、地方公共団体、関係団体などが互いに連携し、部落差別解消に向けた施策を積極的に推進してきましたが、結婚差別・就職差別にかかわる問題や住宅購入にあたっての同和地区への忌避意識、戸籍謄本などの不正取得、インターネットによる差別情報の拡散などの差別行為に加え、「えせ同和行為」など差別を助長する動きも発生しており、同和問題については、なお解決すべき課題が存在しています。

こうしたことから、同和問題の早期解決に向けて引き続き取り組んでいく必要があり、差別意識や偏見の解消のための教育・啓発や、同和地区内外の交流を通じて、住民相互の理解と信頼を深め豊かな関係を築いていく取り組みを一層進めていくことが重要です。

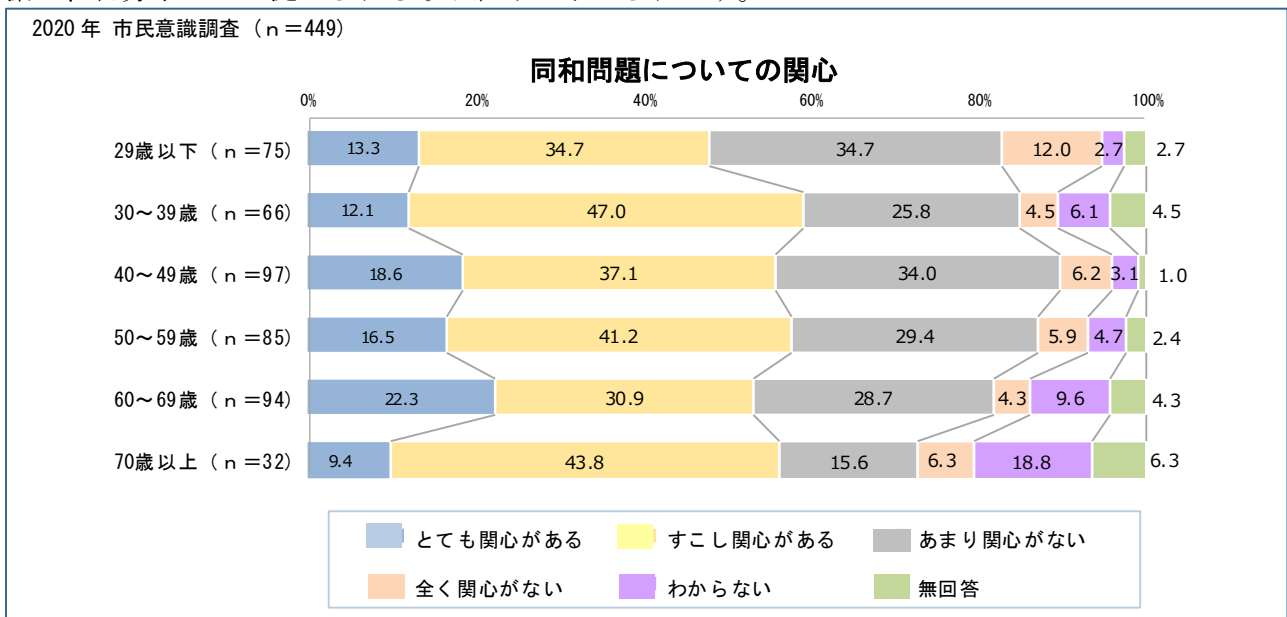
(1) 現状と課題

本市では、同和問題を早急に解決しなければならない人権課題の重要課題として位置付け、吉野川市人権教育推進協議会と連携を図りつつ、学校、地域社会、事業所などの活動を通して、その解決に向けた取り組みを進めています。市職員、教職員はもちろんのこと、市民一人一人も同和問題解決の主体者としての自覚が持てるよう、講演会や研修会の開催、広報誌への掲載、ケーブルテレビ放送の活用など、様々な方法や機会を捉え、継続して人権教育・啓発を行います。

また、本市では、同和問題などにかかわる個人情報不正請求の抑止及び不正取得による個人の権利の侵害の防止を図ることを目的として、2019(平 31)年から「吉野川市事前登録型本人通知制度」を実施しています。事前登録することは、差別を許さない第一歩を踏み出すことでもあり、自分や周りの人の人権を守ることにもつながります。こうした施策の推進や広報・講演活動などを通して人権意識を高め、部落差別を他人事でなく、自らの課題として捉え、より具体的な行動に結び付けられるよう、また、部落差別を見聞きしたときに、適切に対応できる力を市民一人一人が得ることができるよう、「部落差別解消推進法」の理念を踏まえ、課題解決に向けた取り組みを一層推進していきます。

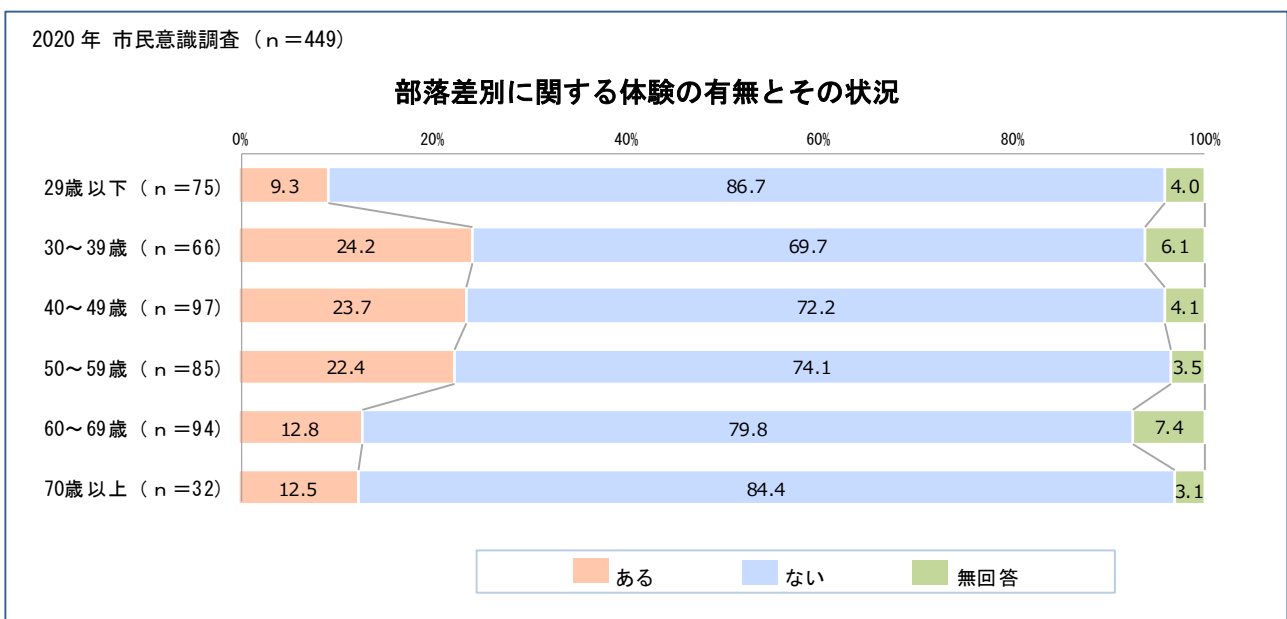
(同和問題についての関心)

市民意識調査の「同和問題についての関心」を年代別に比較してみると、「とても関心がある」「すこし関心がある」と答えた人が29歳以下で48.0%と、他の年代の中で最も少なく、人権教育として同和問題を学習するようになった世代の状況が現れてきていると考えられます。差別の現実を見据え、自分事として捉えられる取り組みが求められます。



(部落差別に関する体験の有無とその状況)

「あなたやあなたの親族・知人が、過去に、実社会やインターネット上で部落差別の被害を受けたり、反対に、部落差別にあたる言動をしているのを見聞きしたことがあるか」という問いでは、特に30歳代から50歳代の世代で多くなっています。

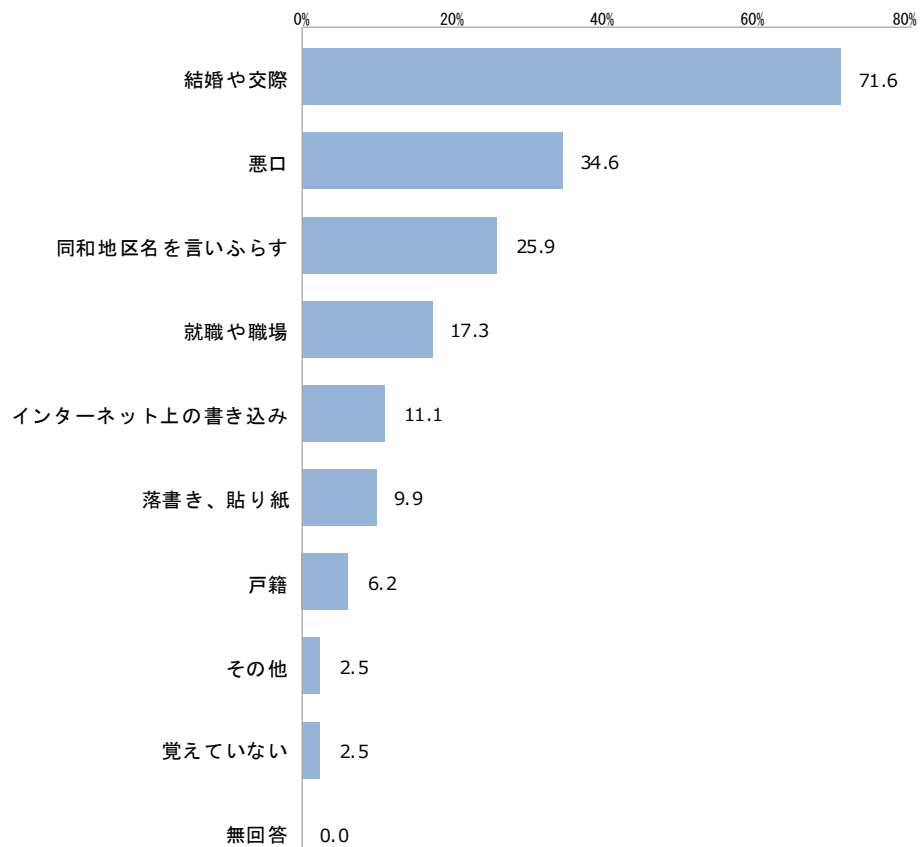


(部落差別を見聞きした状況)

「部落差別を見聞きした状況」では、「結婚や交際」が71.6%と、他の選択肢に比べて非常に多くなっています。普段の生活の中で見聞きする機会は減少していると考えられますが、結婚や交際の際には、人々の意識の中に根深く残った問題が出現していることが伺えます。

2020年 市民意識調査 (n=81) : 複数回答

部落差別を見聞きした状況

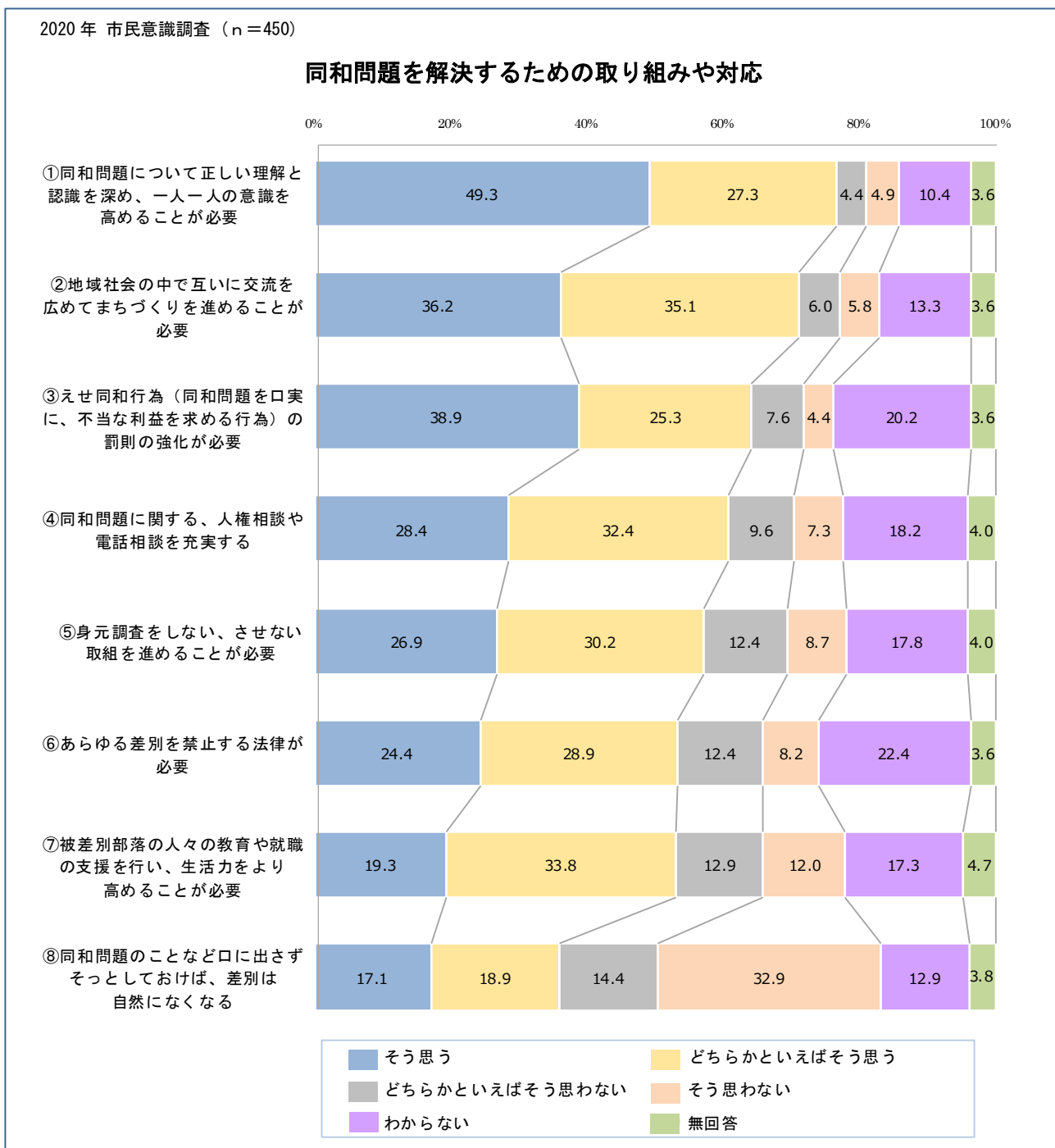


(同和問題を解決するための取り組みや対応)

「同和問題を解決するための取り組みや対応」では、「同和問題について正しい理解と認識を深め、一人一人の意識を高めることが必要」に対して、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」を合わせた『そう思う』が76.6%と最も多くなっています。

一方で、いわゆる「寝た子を起こすな」論といわれる「同和問題のことなど口に出さず、そっとしておけば、差別は自然になくなる」に対しては、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」を合わせた『そう思う』が36.0%ありました。無関心であったり、よく知らなかったりすると、社会の中の差別に気づかないばかりか、自分が差別をした当事者であることさえもわからなくなるおそれがあります。

同和問題は、そっとしておいて解決する問題ではありません。私たち一人一人が同和問題に対する正しい認識と理解を深め、その解決に取り組んでいく必要があります。



(2) 今後の方向性及び取り組み

項目	方向性及び取り組み	担当課
啓発活動の推進	市の広報誌やホームページなどを活用した広報活動、講演会・研修会の開催、パネル展示など、様々な機会を通じて市民一人一人が同和問題への正しい理解と認識を深めることができるよう啓発を推進します。	人権課
学校における人権教育の充実	「徳島県人権教育推進方針」に基づき、同和問題を人権問題の重要な柱と捉えた人権教育を積極的に推進します。	学校教育課
	児童生徒が差別は差別する側の問題であることが認識できるよう、部落差別解消に向けての実践行動に結びつく人権学習に取り組みます。	
	「あわ人権学習ハンドブック」を活用し、生徒が主体的・実践的な学習に取り組むことで、部落差別を解消する実践力を身に付けた児童生徒を育成します。	
人権学習会の実施	児童生徒の自立と自己実現を図る「吉野川市人権学習会」を実施し、地域との交流も図りながら、同和問題への正しい知識や自己実現に必要な学力を身に付けた児童生徒を育成します。	生涯学習課
保護者への啓発	「PTA人権のつどい」などの人権研修会の開催を通して、園(所)・学校における保護者の同和問題に対する正しい理解と認識を深めます。	生涯学習課
	学校での人権学習の参観授業などを通して、同和問題をはじめとする人権問題について、保護者への啓発に取り組みます。	学校教育課 生涯学習課
教職員研修の充実	人権教育を進めていくための教職員の資質や実践力の向上をめざし、小・中学校の教職員を対象とした研修の内容を充実させます。	学校教育課 人権課
市職員研修の充実	市職員研修で同和問題についての研修を実施するなど、市職員としての人権感覚を磨き、人権意識を高められるよう、研修内容の充実を図ります。	総務課
地域における学習機会の充実	市民が同和問題をはじめとする人権課題についての理解と認識を深められるよう、人権講座を計画的・継続的に実施します。	人権課
	市民が同和問題についての学習機会を確保できるよう、吉野川市人権教育推進協議会の地域活動などを通して、積極的に啓発を行います。また、人権講師団の講師派遣や人権啓発DVDの貸し出しなど、多くの学習機会を提供するとともに、地域における団体などのリーダーを育成し、効果的・自発的な学習活動が行えるよう取り組みます。	
職域における学習機会の充実	事業所などが実施する研修会に、人権講師団の講師派遣や人権啓発DVDの貸し出しなどを行い、人権教育への取り組みを支援し、教育活動を推進します。	人権課
	吉野川安定所管内人権啓発企業連絡会の例会や視察などを通して、事業所における人権啓発のリーダーを育成し、啓発を推進します。	
相談・支援体制の充実	相談窓口として人権課に設置している「吉野川市人権センター」のより一層の周知を図るとともに、よりきめ細やかな対応ができるよう事例研修などを行い、相談・支援体制を充実させます。	人権課
差別事象の再発防止	身元調査や事業所などにおける不公正採用、インターネットへの差別的書き込みなどの差別事象の早期解決と再発防止に向けて、関係機関・関係団体と連携・協力して取り組みます。	人権課

項目	方向性及び取り組み	担当課
隣保館事業の充実	<p>隣保館は、福祉の向上や人権啓発・住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、相談事業や人権課題の解決のための各種事業を行います。また、地域のニーズに応じた事業を実施し、住民の交流を促進するとともに、広く人権に関する理解を深めるための啓発を行います。</p>	人権課
	<p>隣保館は常に中立公正を旨とし、広く地域住民が利用できるよう運営するとともに、利用者に対して必要な情報の提供を行います。</p>	
えせ同和行為に対する啓発の推進	<p>えせ同和行為に対しては、同和問題を正しく理解することが何よりも重要であり、関係機関との連携を強化し、事業所、団体、市民などへの有効な啓発を推進します。</p>	人権課

2 子どもの人権



子どもの人権を守るために、1989(平成元年)年の国連総会で「子どもの権利条約」が採択され、子どもの利益を守り健やかな発達と子ども独自の権利を擁護することが国際合意となり、日本においても1994(平成6年)年に批准されました。

しかし、親の養育放棄による乳幼児の衰弱死や、いじめや体罰による児童・生徒の自殺など、近年、子どもを取り巻く環境はますます厳しいものとなっており、マスコミによる事件報道などにより深刻な社会問題として認識されるようになりました。

少子高齢化や核家族化の進行、地域における人のつながりの希薄化などが進む中で、子どもを巡る環境は著しく変化しています。児童虐待が深刻化するほか、インターネットを悪用した犯罪の被害やSNSを介したいじめ、性的犯罪の被害など、子どもの健全な成長や安全が脅かされる問題も多く見受けられます。

こうした状況の中、学校や家庭での悩みを誰にも話すことができず、一人で抱え込んでしまう子どもたちも少なくありません。子どもの人権を守るためには、多様化する子どもに関する問題の背景をしっかりと捉え、社会全体が一体となって解決に取り組んでいくことが大切です。

また、2008(平成20年)頃には日本の子どもの貧困問題が認識されるようになり、厚生労働省が発表した2018(平成30年)の国民生活基礎調査においても、子どもの貧困率は14.0%で、7人に1人が相対的貧困の状態にあると言われています。これらの状況を受け、2014(平成26年)に「子どもの貧困対策の推進に関する法律(子どもの貧困対策法)」が施行され、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備し、教育の機会均等を図るための取り組みが行われているところです。

行政はもとより、家庭、地域、関係機関など様々な社会の担い手が、子どもたち一人一人の人格を尊重し、健やかな成長に向けて支援していくとともに、大人の人権意識の向上のための人権教育・啓発を進めていく必要があります。

(1) 現状と課題

中学生意識調査のいじめに関する調査では、中学校入学後に18.5%の生徒がいじめを見ており、その内、誰かに連絡・相談して解決しようとしたり、その場でやめさせたりした生徒がそれぞれ約30%います。一方で、39.5%の生徒が「見て見ぬふりをした」と答えています。また、いじめは「いじめられる側にも問題があると思うか」という問いに対し、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」を合わせた『そう思う』と答えた生徒が31.4%であったことから、いじめはいじめ側の問題であるという認識を定着させるとともに、いじめのない集団づくりと、いじめを解決する実践力を身に付けた児童生徒の育成が求められます。

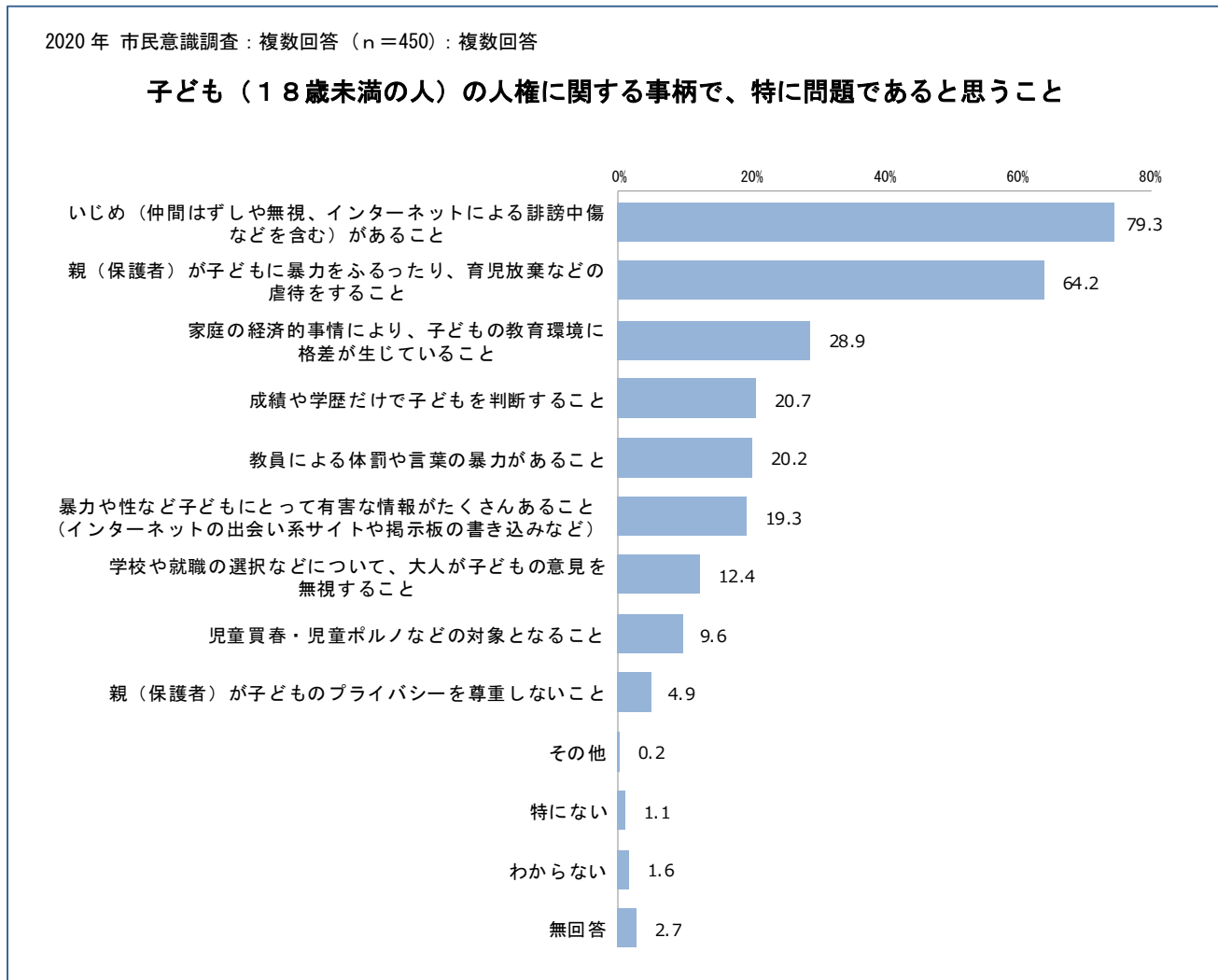
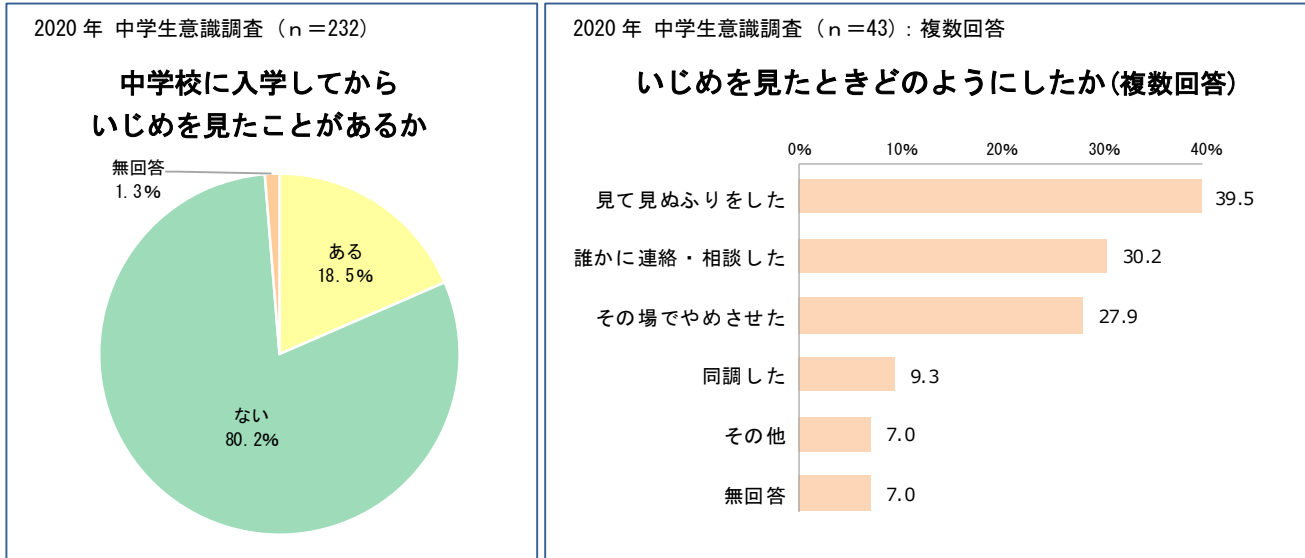
市民意識調査の「子どもの人権に関する事柄で、特に問題であると思うこと」では、「仲間はずしや無視、インターネットによる誹謗中傷などのいじめ」が79.3%と最も多く、次いで「親から子への暴力や育児放棄などの虐待」が64.2%となっており、近年問題となっているいじめや児童虐待に対する関心が高いことが伺えます。

また、児童虐待における徳島県の児童相談所への相談件数は、2019(令和元)年度は880件と年々増加傾向にあります。虐待そのものの増加だけでなく、社会的関心の高まりによって虐待の相談・通報件数が増えたことも増加要因の一つとして挙げられています。

一方で、「地域において子どもの虐待のおそれがある場合の対応」では、18.2%が「何か行動を起こしたいが、どうしたらよいかわからない」と回答しており、気軽に相談できる環境づくりや相談機関の充実、積極的な周知が必要となっています。

本市では、2020(令2)年に「吉野川市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、保育環境の充実や子どもを支える地域づくり、子どもの貧困対策のための支援の充実など、子どもの健やかな育ちと保護者の子育て支援に取り組んでいます。

今後も、社会全体が一体となって未来を担う子どもたちの人権を尊重し、健やかに成長・発育できる環境を整えるとともに、子どもにかかわる全ての人が子どもの権利についての認識を深めるよう啓発を推進します。



(2) 今後の方向性及び取り組み

項目	方向性及び取り組み	担当課
啓発活動の推進	子どもは保護の対象であるとともに、権利の主体であるという視点に立ち、子どもにかかわる全ての人々が子どもの権利についての認識を深めることができるよう、市の広報誌やホームページなどを活用した広報活動、講演会・研修会の開催、パネル展示など、様々な機会を通じて啓発を推進します。	人権課
母子保健の充実	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、授乳や発育・発達に関する相談・支援、子育てに関する情報提供や養育環境などの把握を行います。また、支援が必要となる乳幼児の早期発見と、必要に応じて関係機関と連携して適切な対応を行います。	健康推進課
保育環境の充実	保護者の就労状況に配慮した環境づくりを行うため、放課後児童クラブ事業における支援員の資質向上やファミリー・サポート・センター事業の実施など、男女共同参画社会に対応できる環境整備を推進します。	子育て支援課
虐待防止への取り組み	「児童虐待防止推進月間」(11月)に「ストップ!児童虐待」作品展の実施や園(所)・学校へのポスター配布など、広報活動を強化し、虐待の予防と早期発見に取り組みます。	子ども相談室
	養育支援訪問を行う保健師と連携して支援が必要な家庭を早期発見し、訪問・指導や家庭相談員による対応を通して、虐待防止を推進します。	
	児童虐待を未然に防ぐため、要保護児童対策地域協議会を中心として、福祉・保健・医療・教育などの関係機関と情報共有を図り、虐待防止を推進します。	
	虐待の早期発見・早期対応が行えるよう体制の充実を図るとともに、虐待を受けた子どもへのきめ細やかな支援に取り組みます。	
子どもの貧困対策	子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、子どもの貧困対策の推進に取り組みます。	子ども相談室
相談・支援体制の充実	子どもの日常生活や学校生活における様々な悩み、困りごとなどに対して、適切な助言や必要な支援につなげることができるよう、保育、保健、福祉、医療、教育などの関係機関との連携をより一層強化します。	子ども相談室
	1歳6か月児健診や3歳児健診後に、専門家による子どもの成長・発達に応じた相談を実施し、保護者の育児不安の軽減を図るとともに、必要に応じて関係機関と連携を図りながら支援を行います。	健康推進課
	各小学校にスクールカウンセラーを巡回配置し、不登校・いじめ・子育てなどの悩みや不安解消のための相談事業を実施して児童生徒や保護者、教職員の相談に応じ、心のケアに努めます。	学校教育課
	ヤングケアラー*やその家族が必要な支援を受けられることができるよう、関係機関と連携し、相談・支援体制を充実させます。	人権課 子ども相談室
いじめ問題への取り組み	「吉野川市いじめ防止基本方針」に基づいた対策を総合的に推進するとともに、個々の事象に適切に対応できるよう相談・指導体制を強化し、学校・家庭・地域・関係機関などが連携した取り組みをより一層充実させます。	関係各課
	小・中学生を対象に、いじめ問題に関する実態調査を定期的実施し、早期発見と解決に向けて積極的に取り組みます。	学校教育課

項目	方向性及び取り組み	担当課
心を育てる教育	人権の花運動を通じて、児童が互いに協力し、花を育てることで、協力や感謝することの大切さを学ぶとともに、命の大切さや思いやりの心を育てることを目的に実施します。	人権課

*ヤングケアラー: 家族にケアを必要とする人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どものこと。子どもの健やかな成長や子どもの権利が阻害されるおそれがあり、ネグレクト（養育放棄）や心理的虐待に至っている場合がある。

3 女性の人権



女性の人権尊重・地位向上をめざした国際的な動きは、1975(昭50)年の「国際婦人年」に始まり、その翌年から続いた「国連婦人の10年」は、男女平等社会の形成に向けて画期的な役割を果たしました。特に、1979(昭54)年に国連総会で採択された「女子差別撤廃条約」は、固定化された性別役割分担を見直し、事実上の男女平等を達成しようとするものです。1995(平7)年の第4回世界女性会議で採択された「北京宣言及び行動綱領」では、「女性に対する暴力」「女性の人権」「意思決定過程への女性の参画」など、男女平等の達成に向けて各国が取り組むべき重要課題を定めています。

こうした世界の動きを受け、日本では、男女共同参画社会の実現を21世紀の最重要課題として位置づけ「男女共同参画社会基本法」が制定され、2000(平12)年には、この法律に基づく「男女共同参画基本計画」が策定されました。また、雇用の分野においては「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(男女雇用機会均等法)」や「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(育児・介護休業法)」、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」など、女性への暴力防止に向けては「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)」や「ストーカー行為等の規制等に関する法律(ストーカー規制法)」など、男女共同参画や女性への暴力の根絶に向けた環境づくりを進めています。

しかしながら、女性に対する暴力や性別による固定的な役割分担意識、これに基づく慣習が依然として存在するなど、なお多くの課題が残されており、社会の様々な分野における女性の参画や能力発揮は十分とはいえない状況です。

世界経済フォーラムが2021(令3)年3月に発表した各国における男女格差を測るジェンダー・ギャップ指数において、日本は156か国中120位であり、諸外国と比べて低い結果となっていることから、引き続き、総合的かつ計画的な施策の推進が求められます。

女性の人権問題解決には、女性だけでなく、男性の意識改革と理解の推進が不可欠です。男女共同参画社会を実現するためには、男女ともに人権尊重の意識高揚を促す教育・啓発の推進が必要です。

(1) 現状と課題

市民意識調査から、依然として、人々の意識や社会習慣の中に、「男だから、女だから」といった固定的な性別役割分担意識や、ジェンダーに基づく偏見や不平等が強く残っていることが伺えます。また、「職場における待遇の違い」を問題として考えている人も多く、女性の人権については、職場での労働条件や待遇に問題があると感じている人が多いことが分かります。女性が社会において不当な扱いを受けることなく、男女が対等なパートナーとして、あらゆる分野で個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会の実現が求められています。

また、配偶者や恋人からDVを受けたことがある人のうち、「大声で怒鳴られる」が17.6%と最も多く、次いで「何を言っても無視され続ける」(9.2%)、『誰のおかげで生活できるんだ』『かいしょうなし』と言われる」(8.0%)となっています。男女別の割合では、いずれも女性の方が「何度もあった」「1、2度あった」の割合が多く、このうち「相談しようと思わなかった」と回答した人が36.5%、「どこに相談したらよいのか分からなかった」が14.9%となっており、相談体制の整備や相談機関の周知など、女性をDVから守るためのさらなる取り組みや支援が求められています。また、「相談しなかったが、しなかった」「相談しようと思わなかった」と回答した人の理由に

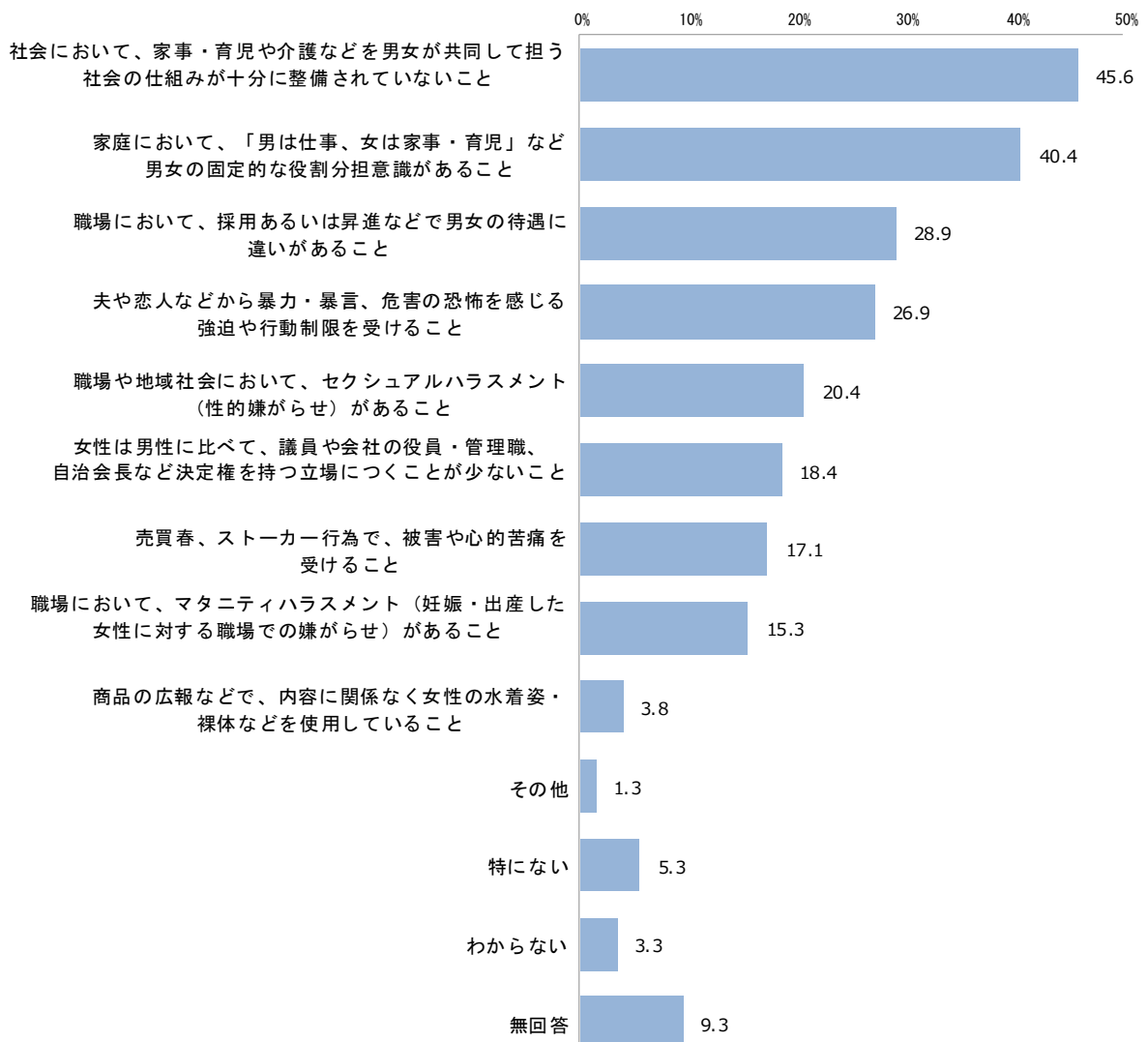
は、「自分が我慢すればいいと思ったから」「自分に非があるから」「相談することが恥ずかしい」などがあり、DVは人に相談しにくいいため発見が難しく、支援につながりにくいといった課題も見えてきました。

本市では、2007(平 19)年に男女共同参画社会の実現を総合的かつ計画的に推進することを目的として「吉野川市男女共同参画推進条例」を制定し、これに基づき 2008(平 20)年に「吉野川市男女共同参画基本計画」を策定しました。2019(平 31)年には、これまでの計画の基本理念を引き継いだ「吉野川市第3次男女共同参画基本計画」を策定し、「ともに認め合う社会づくり」「誰もがいきいきと活躍できる社会づくり」「誰もが安心して健やかに暮らせる社会づくり」を基本目標に定め、男女共同参画のさらなる浸透と総合的・計画的な取り組みを推進しています。

社会の様々な分野に依然として残る男女格差の解消のため、学校教育のみならず、家庭や地域など、引き続き様々な機会を通じて啓発し、しきたりや習慣の見直しなどの意識改革を図ります。また、女性が安心して働き続けられる職場環境の整備や、男女がともに家庭での責任を果たし、充実した生活を送れるようワーク・ライフ・バランス（家庭生活と仕事の両立）の推進に努めるとともに、DV被害者が相談機関につながるよう相談体制や相談窓口の周知を図り、DV防止のためのさらなる啓発に取り組みます。

2020年 市民意識調査 (n=450) : 複数回答

女性の人権に関する事柄で、特に問題であること



(2) 今後の方向性及び取り組み

項目	方向性及び取り組み	担当課
啓発活動の推進	市の広報誌やホームページなどを活用した広報活動、講演会・研修会の開催、パネル展示など、様々な機会を通じて男女平等と共同参画の意識づくりを推進します。	人権課
相談・支援体制の充実	関係機関との連携を強化し、DV被害者に対する相談体制や相談窓口の整備を図るとともに、DV被害者の状況に応じた、きめ細かな保護・自立支援の充実などDV対策を推進します。	人権課 子ども相談室
学校教育の充実	児童生徒に対し、早い時期から男女共同参画意識の醸成を図り、互いに認め合い尊重し合う視点を重視した学習に取り組みます。	学校教育課 生涯学習課
男女共同参画施策の推進	「吉野川市男女共同参画基本計画」の基本理念に基づき、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に実施することにより、社会の様々な分野で女性の参画や能力発揮を進め、女性の人権が尊重される社会の実現に取り組みます。	人権課
男女共同参画と健康・医療	思春期、妊娠・出産期、更年期などのライフステージに応じた女性の健康や医療をめぐる様々な問題に関する相談体制の充実を図るほか、生涯にわたる男女の健康づくりを推進するための啓発活動や学習機会のさらなる充実に取り組みます。	健康推進課
あらゆる場における男女平等と共同参画の意識づくり	自治会、婦人会、老人会、PTAなど、地域での様々な活動の場において、社会通念やしきたり・慣習にとらわれず、男女が個性と能力を十分に発揮し協力して進めることができるよう、より一層啓発に努めます。	関係各課
政策・方針決定過程への男女共同参画の推進	多様な人材の能力や視点の導入を図るため、各種審議会などへの女性の参画を推進するとともに、地域活動においても政策・方針決定過程への男女共同参画の推進に努めます。	全庁
ワーク・ライフ・バランスの環境づくり	仕事と生活の調和が、社会経済の活性化や個人生活の充実につながるという社会的気運が醸成されるよう、研修会や講座の開催などを通して啓発を行います。	人権課
	子育てにかかわる心理的・経済的な負担の軽減や仕事との両立支援を図るため、子育て支援体制の充実や子育てと仕事が両立できる職場環境づくりを推進します。	人権課 子育て支援課
男女共同参画の視点に立った防災対策の推進	女性の視点を取り入れた地域の自主防災活動の普及・啓発に努めるとともに、地域防災力の向上をめざし、女性の積極的な参画を推進します。	防災対策課
	男女双方の視点を考慮した「吉野川市地域防災計画」において、性差や性的マイノリティに配慮した避難所運営など、多様なニーズに対応できる防災対策に取り組み、防災分野における男女共同参画を推進します。	
リプロダクティブ・ヘルス/ライツの啓発促進	性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)*についての啓発を促進します。	人権課

*リプロダクティブ・ヘルス/ライツ：1994(平6)年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念。個人、特に女性の生涯にわたる健康の自己決定権を保障する考え方。中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことが含まれている。

4 障がいの ある人の人権



国連は2006(平18)年12月13日、「障害者権利条約」を採択しました。同条約は、障がいのある人もない人も同じように、好きな場所で暮らし、行きたいところに行けるといった“当たり前”の権利と自由を認め、社会の一員として尊厳をもって生活することを目的としています。そのために何が必要か、どういう考えでのぞむべきかが示されています。そして、条約では、障がいをその当事者個人の心身の問題とする「医学モデル」ではなく、社会との関係で考える「社会モデル」として捉えているということが重要なポイントです。

日本は、2014(平26)年に、140番目の締結国となりました。締結までに8年かかったのは、2006(平18)年当時、日本の障がいのある人に関する国内法は、条約の精神とはほど遠く、この間、国内法を条約に沿ったものにするための整備が行われていたからです。日本では、2006(平18)年に「障害者自立支援法」、2013(平25)年には同法を改正した「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」が施行されました。また、2006(平18)年には「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)」が施行され、障がいのある人が、安心して生活できる環境整備を図る、バリアフリー化に向けた施策が総合的に推進されています。さらに、2011(平23)年に改正された「障害者基本法」では、「障がいは障がい者の問題ではなく、社会との関係から生じるもの」と規定しています。そのため、社会的障壁(日常生活や社会生活を営む上で障壁となる事物、制度、慣行、観念など)の除去を進めることで、共に生きる社会づくりに向けた環境整備を進めるとともに、精神障がい、重症心身障がい、発達障がい、高次脳機能障がいなどの障がいに応じた支援体制の充実を図り、きめ細かく対応していくことが求められています。また、2012(平24)年に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)」が施行されたことを受け、障がいのある人への虐待防止に向けた取り組みの充実が必要となっています。

そして、2016(平28)年4月1日には「障害者差別解消法」が施行され、国や地方自治体、事業者などに対し、障がいのある人に対する差別をなくすための具体的な対応を求めるとともに、同年には雇用の分野における合理的配慮の提供義務や、精神障がい者を法定雇用率の算定基礎に加えるなどの措置を盛り込んだ改正「障害者の雇用の促進等に関する法律(障害者雇用促進法)」が施行されました。さらに、2021(令3)年には「障害者差別解消法」が改正され、合理的配慮の提供がこれまでの国や地方公共団体と同様に、民間事業者にも義務づけられることになりました。

障がいの有無にかかわらず、だれもが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」を実現していくためには、それぞれがかけがえのない個性をもった一人の人間として尊重されなければなりません。しかしながら、わたしたちの社会には障がいや障がいのある人に対する誤解や偏見などの「心の壁」が存在することも事実です。全ての人から「心の壁」を取り除き、ノーマライゼーションの理念の浸透を図るためには、啓発・広報活動の充実を図るとともに、幼少期から全ての人がかげがえのない存在として尊ばれ、差別や排除されたりすることなく、ともに支えあい、一人一人が生きていく喜びを感じることができるよう交流やふれあいの場を充実させていくことが重要です。

(1) 現状と課題

市民意識調査において、個別人権課題の中で最も関心が高いのは「いじめ・子どもへの虐待」(91.5%)で、次いで「障がいのある人への差別」(83.6%)となっています。また、「障がいのある人の人権に関する事柄で、特に問題であると思うこと」では、「障がいのある人に関する理解や

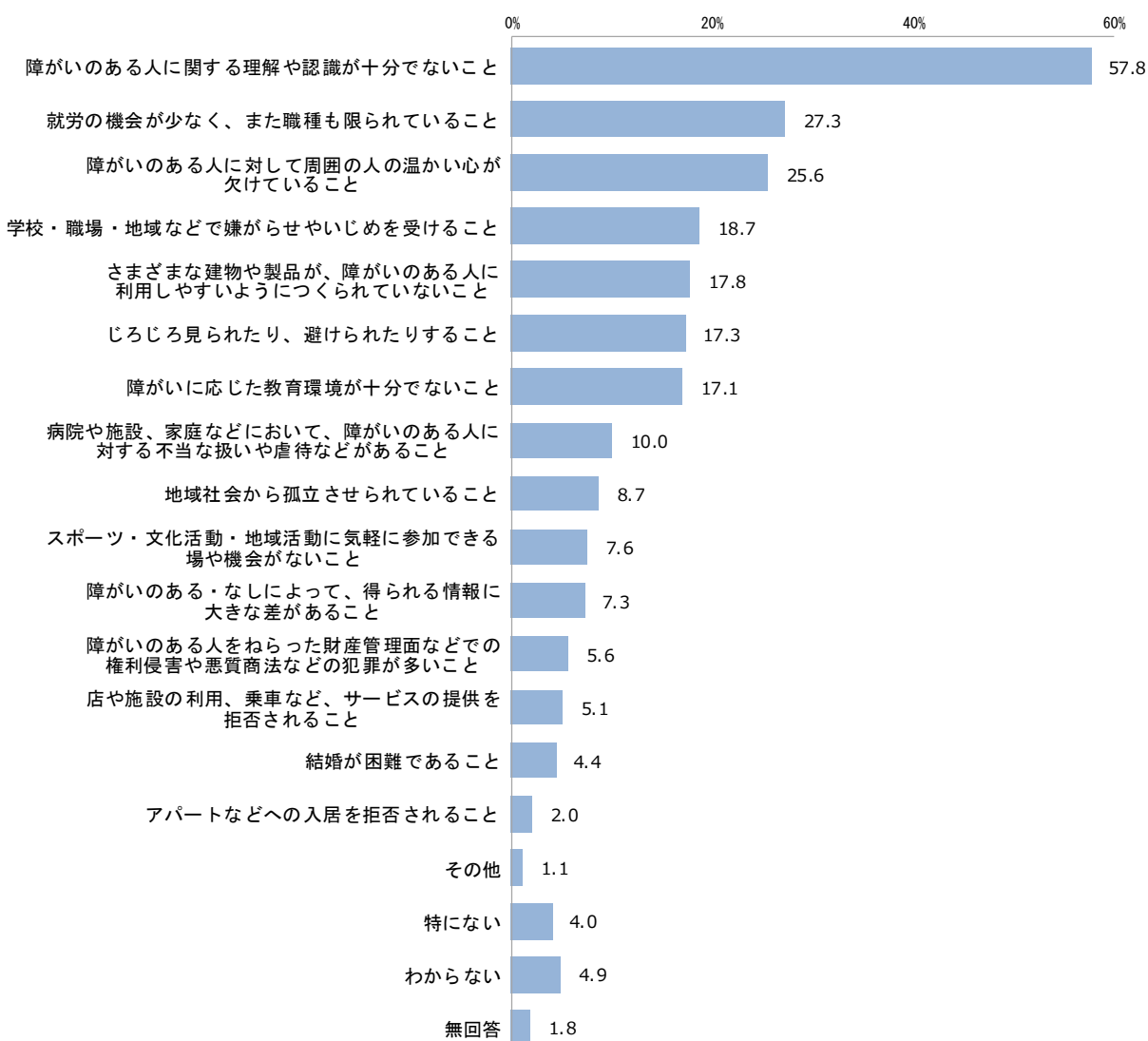
認識が十分でないこと」(57.8%)、「就労に関すること」(27.3%)、「周囲の人の温かい心が欠けている」(25.6%)と続いています。これらのことから、心のバリアフリーの達成に向けて、体験的な学びを取り入れた人権教育や合理的配慮についての啓発を推進する必要があります。

本市では、障がい福祉施策を総合的・計画的に推進するため、2021(令3)年度に「吉野川市第3次障がい者計画」「吉野川市第6期障がい福祉計画」「吉野川市第2期障がい児福祉計画」を一体的に策定し、障がいのある人が地域の中で人格と個性が尊重され、障がいの有無にかかわらず互いに支えあい、安心して充実した生活を送ることができる社会の実現に向けて取り組んでいます。

障がいのある人の社会参加を妨げる障壁には、建物や道路、交通機関などの物理的な障壁、制度や習慣などの障壁、情報の障壁、心ない言葉や偏見、差別、無関心といった人々の意識にかかわる障壁などがあります。こうした障壁を取り除き、障がいのある人が日常生活や社会生活において制限を受けることなく、一人一人がその能力を最大限発揮できるよう配慮していきます。また、事業所や関係機関、行政がより緊密な連携を図り、ライフステージの全ての段階において、当事者自らが選択・決定することができ、自立した生活を送るために必要となるサービスや支援を推進します。

2020年 市民意識調査 (n=450) : 複数回答

障がいのある人の人権に関する事柄で、特に問題であると思うこと



(2) 今後の方向性及び取り組み

項目	方向性及び取り組み	担当課
啓発活動の推進	市の広報誌やインターネットなどを利用した啓発・広報活動、ポスターやチラシの配付、講演会など実施時のパネル提示など、様々な機会を通じて、障がいのある人の人権について広く市民への啓発を推進します。	人権課
	「障がい者週間」(12月3日～12月9日)、「障がい者雇用支援月間」(9月)の周知及び啓発・広報活動に取り組みます。	社会福祉課
	社会福祉協議会や身体・知的障がい者相談員、民生委員・児童委員、ボランティアなどと連携し、障がいに関することや障がいのある人についての正しい認識を深めるための啓発・広報活動を推進します。	社会福祉課
相談・支援体制の充実	社会福祉協議会、保健所など関係機関・関係団体との連携を強化し、相談・情報提供からサービスの提供までを一貫して相談・支援に応じる障がい者相談・支援体制を推進します。	社会福祉課
障がい児療育サービスの充実	障がいのある子どもを検査などで早期発見し、支援体制を整えます。また、関係機関と連携を図り、早期療養体制の充実と長期的なフォロー体制の整備に取り組みます。	子育て支援課 社会福祉課
福祉教育の推進	障がいのある児童生徒一人一人の障がいの状態や教育的ニーズなどに応じて、行政、学校、本人・保護者間で合意形成を図り、インクルーシブ教育のさらなる推進に取り組みます。	学校教育課
	特別支援教育コーディネーターを中心に、特別な支援を必要とする児童生徒一人一人の個別指導計画を作成し、保護者と共通理解を図りながら適切な教育及び必要な支援を行います。	
	中学生を対象に、社会福祉や障がいなどに関する学習機会を設け、社会福祉や障がいのある人への理解と関心を高めるとともに、体験的な学習を通して、行動に結びつく実践力を養います。	
交流の促進	障がいのある人同士、障がいのある人とない人との交流を深めるための多様な交流機会の確保に努めます。	社会福祉課
虐待防止への取り組み	虐待に対する相談支援体制の充実、虐待対応窓口の充実を図るとともに、障がいのある人に対する虐待通報などの受け付けや、虐待を受けた場合の保護、擁護者への指導・助言、虐待防止に関する広報・啓発などを推進します。	社会福祉課
障がい者雇用の促進・支援	ハローワークなどと連携し、障がいのある人への就労支援・相談、事業者へ障がいのある人の求職情報の提供などを行うとともに、事業所などの障がいへの理解と雇用促進、支援制度の周知を図ります。	社会福祉課
	関係機関と連携して事業者と障がいのある人との就職マッチングフェアを開催し、障がいのある人の就職機会や社会進出の創出に取り組みます。	商工観光課
	市役所などの公的機関において、障がいのある人の雇用を促進します。また、障がいのある人が有する能力を有効に発揮できるよう、働きやすい職場環境の整備に取り組みます。	総務課

項目	方向性及び取り組み	担当課
行政サービスにおける配慮	視覚や聴覚に障がいのある人への情報保障をするため、人権啓発用チラシへの音声コードの添付、講演会時の手話通訳者の配置、見やすい広報誌づくりなどにより、一人一人に配慮した情報提供を行います。	関係各課
福祉のまちづくりの推進	公共施設などのバリアフリー化、新設の際に計画段階からのユニバーサルデザイン化を推進し、障がいの有無にかかわらず誰もが利用しやすい施設となるよう整備に努めます。	関係各課
	制度的な障壁、心理的な障壁、文化・情報面の障壁があることを啓発し、誰もが当たり前のできる生活ができるノーマライゼーションの考え方のもとに、人に優しいまちづくりを推進します。	人権課 社会福祉課
成年後見制度の普及・啓発	成年後見制度の普及・啓発に努めるとともに、障がいがあり意思決定の困難な人が、財産管理や在宅サービスの利用などで自己に不利な契約を結ぶことがないように、成年後見制度の利用支援を行います。	社会福祉課
防災・防犯対策の推進	避難行動要支援者名簿を整備し、自主防災組織などの関係団体と連携することで、災害時の安否確認や避難支援を円滑に実施できる体制づくりに取り組みます。	社会福祉課 防災対策課
	多様化する犯罪に備え、引き続き警察や各種団体と連携し、地域の防犯対策を推進します。	防災対策課 生活あんしん課 関係各課

5 高齢者の人権



日本は現在、「超高齢社会」と呼ばれるほど高齢者人口が増加しており、出生率の低下や平均寿命の伸びに伴い、世界に類のない早さで高齢化が進んでいます。

こうした状況の中、家族形態の多様化によるひとり暮らしや高齢者のみの世帯の増加、老老介護、介護の長期化に伴う介護疲れなどによる高齢者虐待、認知症高齢者の増加への対応など、様々な課題があります。また、高齢者を標的とした詐欺や悪質商法などのトラブルの増加や、引きこもりの子どもを年金などの限られた収入で養っている親が、自身に医療や介護が必要となったときに経済的に困窮し、孤立死や無理心中、年金の不正受給などの痛ましい事件に発展してしまう「8050問題」など、高齢者に関する様々な問題が複雑化・複合化しています。

高齢者の介護を社会全体で支え合うことを目的として2000(平12)年に「介護保険法」が施行され、介護が必要な高齢者と介護者家族の生活を支える仕組みとして定着しています。また、2006(平18)年「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(高齢者虐待防止法)」の施行、民法や成年後見制度の改正など、高齢者の生命と財産をはじめとした様々な権利を保護し、尊厳を保持するとともに、介護にあたる家族も含めた包括的な支援が行われるようになってきました。

仕事や社会参加への意欲を持つ高齢者が、これまで培った豊富な知識と経験を生かして社会参加できる機会の確保や他世代との交流を進め、行政、市民、事業者などと連携・協働して地域全体で支え合うとともに、高齢者自らが社会の発展に寄与できるような活躍を推進することが重要です。高齢者が、可能な限り住み慣れた地域でその人らしい生き方が尊重され、安心して生活していくことができるような体制づくりが求められています。

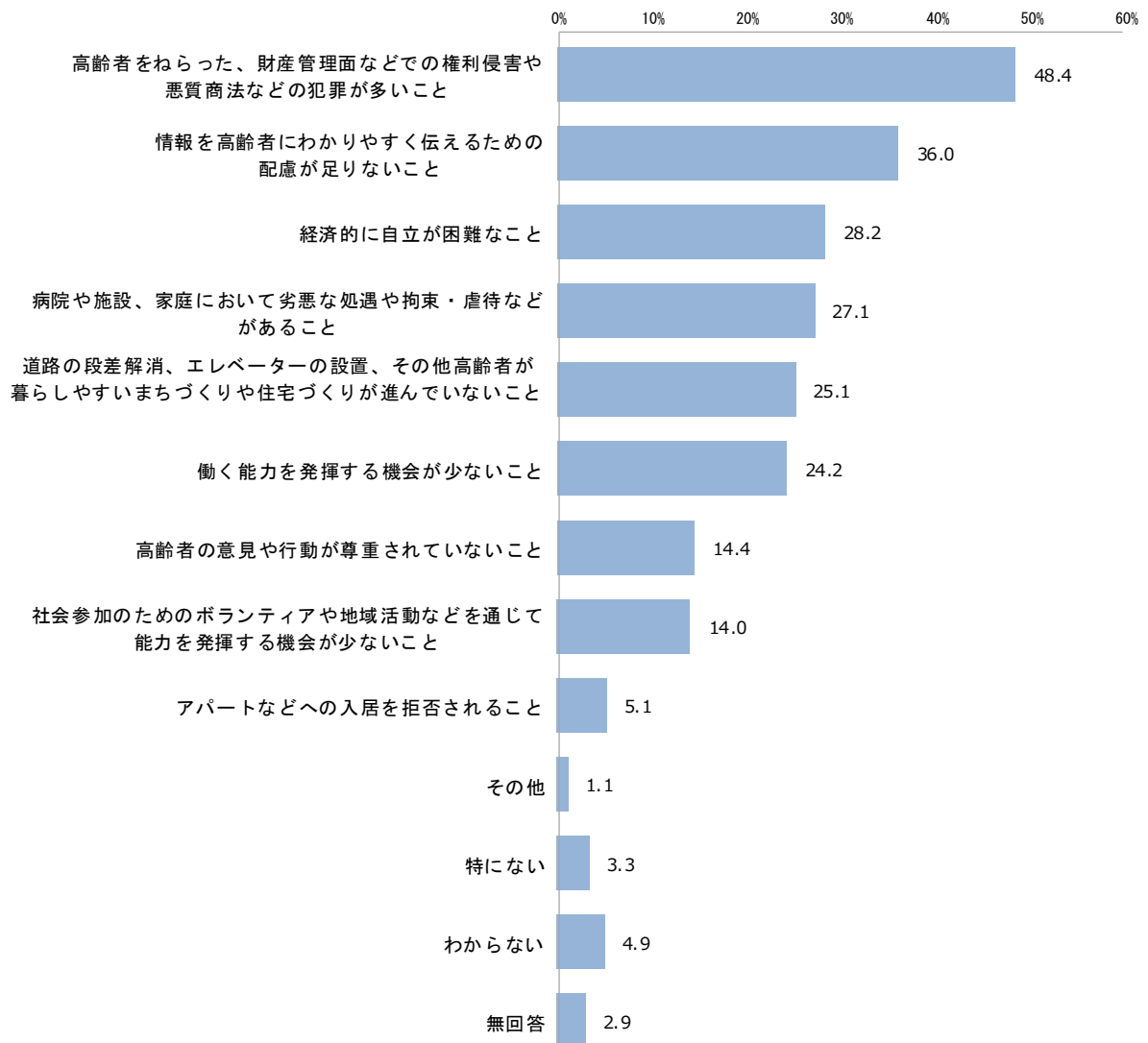
(1) 現状と課題

人口減少・少子高齢化の進展により、本市の2020(令2)年度末現在の高齢化率は37%を超え、今後も高齢化が一層進むと推計されており、2025(令7)年の高齢化率は39.2%、2040(令22)年には43.9%と予測されています。

市民意識調査の「高齢者の人権に関する事柄で、特に問題であると思うこと」では、「高齢者をねらった、財産管理面などでの権利侵害や悪質商法などの犯罪が多いこと」が48.4%と最も多く、次いで「情報を高齢者にわかりやすく伝えるための配慮が足りないこと」(36.0%)、「経済的に自立が困難なこと」(28.2%)となっており、高齢者の生活を地域が一体となって見守る取り組みが必要とされています。また、高齢者の人権を守るために必要なことについては、「高齢者のための保健、医療、福祉サービスを充実する」が43.6%と最も多く、住み慣れた地域で安心して生活し続けられるよう保健、医療、福祉サービスの総合的な推進が求められます。

このような状況を踏まえ、本市では、2021(令3)年に「第8期吉野川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、『住み慣れた地域で支えあい、自分らしい生活が送れるまちづくり(地域包括ケアシステムの深化・推進)』を基本理念とし、年齢や障がいの有無などにかかわらず、健康づくりに関する意識の向上を図るとともに、地域・社会活動、健康増進や介護予防の活動など、地域や社会に参加して人とかわりを持ちながら、いつまでも生きがいをもって元気に活躍できる生涯現役社会の推進に取り組んでいきます。

高齢者の人権に関する事柄で、特に問題であると思うこと



(2) 今後の方向性及び取り組み

項目	方向性及び取り組み	担当課
啓発活動の推進	市の広報誌やホームページなどを活用した広報活動、講演会・研修会の開催、パネル展示など、様々な機会を通じて高齢者の人権について広く市民への啓発を推進します。	人権課
福祉教育の推進	中学生を対象に、社会福祉や介護などに関する学習機会を設け、社会福祉や介護への理解と関心を高めるとともに、世代間交流や豊かな人間性の育成に取り組みます。	学校教育課
虐待防止への取り組み	高齢者虐待の防止、迅速かつ適切な保護及び支援を行うため、関係機関・関係団体との連携を強化し、民間団体の支援を行うなど、必要な体制の整備に取り組みます。	長寿いきがい課
地域包括支援センター運営事業	高齢者などが住み慣れた地域でいつまでも安心した生活を送ることができるように、包括的・継続的な支援を行うことを目的として、総合相談、権利擁護、介護予防ケアマネジメント、認知症サポーター養成などを関係機関と連携して一体的に行います。	長寿いきがい課
高齢者見守りネットワークの推進	支援を必要としている高齢者を早期に発見し、必要な支援を行うため、高齢者見守りネットワーク事業を実施し、地域全体で高齢者を見守る体制の整備に取り組みます。	長寿いきがい課
	ひとり暮らしの高齢者や後期高齢者のみの世帯などに対して、実態把握調査や、避難行動要支援者名簿への登録などを行います。	社会福祉課
地域介護予防活動支援事業	介護予防サポーターや認知症サポーターの養成、介護予防教室の開催などを通じて、認知症に対する理解の促進や予防、早期発見のための知識の普及に取り組みます。	長寿いきがい課
高齢者支援体制の充実	介護保険認定者に対して必要な介護サービスが適切に提供されるよう、関係者に対する研修及び支援を行います。	長寿いきがい課
成年後見制度の啓発促進	成年後見制度の利用について、広報などを活用し広く市民に周知します。また、制度の利用が必要と思われる高齢者に対して、助言及び申立に係る審判の請求手続きやその経費についての助成を行い、高齢者の権利擁護に取り組みます。	長寿いきがい課
社会活動への参画促進	高齢者が豊富な知識や経験を生かし、社会参加や生きがいづくりの促進を図れるよう、老人クラブの自主的運営を支援します。また、主体的な活動をさらに促進するため、リーダーの育成に取り組みます。	長寿いきがい課

6 外国人の人権



国際化の進展に伴い、わが国で生活する外国人は年々増加しており、その国籍や言語も多様化しています。異文化との出会いは日常的なものとなり、学校や地域、職場で外国人と接する機会も多くなってきました。異なる文化が共存することは、社会に様々な価値観をもたらし、より豊かな未来を築くことにつながりますが、その一方で、言語や宗教、文化の違いが外国人と日本人の間に摩擦をもたらし、外国人の人権が侵害される問題が発生しています。また、日本で生まれ育った外国籍の人々についても、住居や就労、結婚などの問題が指摘され、特に在日韓国・朝鮮の人々には、日本国籍を取得した人も含めて、なお偏見や差別などの問題が存在しています。

世界においては、近年、黒人に対する人種差別が問題視されており、「Black Lives Matter (黒人の命は大切)」を掲げた抗議の波が各地で起こりました。人種差別は世界においても根強く残っており、解決に向けて世界全体で取り組んでいかなければならない課題の1つとなっています。

こうした状況の中、日本では2016(平28)年に「ヘイトスピーチ解消法」が施行され、本邦外出身者やその子孫に対する差別的言動の解消に向けた取り組みが進められています。しかし、インターネットの書き込みなどを通して、未だ不当な差別的言動が飛び交っているのが現状です。

地域に滞在する外国人は今後ますます増加するものと考えられ、異なる国籍・文化的背景をもつ人々が多様な文化や習慣、価値観などを認め合いながら、同じ地域の一員として互いに尊敬し、安心して暮らすことができる共生社会の実現に向けた取り組みが求められています。

日本人と外国人がともに暮らしやすい地域社会を形成するためには、言語や文化、習慣の違いについて相互理解を育む国際理解教育を促進するほか、学校、家庭、地域、職場が連携・協力し、生活や雇用などの様々な場面で、外国にルーツをもつ人々が差別を被ることのないよう情報の提供や相談体制の仕組みの充実も必要とされています。

(1) 現状と課題

市民意識調査の「外国人の人権に関する事柄で、特に問題であると思うこと」では、「外国人の生活習慣や文化への理解や認識が十分でないこと」が52.9%と全体の過半数を占めており、国際理解や地域との交流が必要とされていることが伺えます。次いで「就職や仕事の内容、待遇などで不利な条件におかれていること」が35.3%となっており、事業所における適正な雇用・労働条件の確保と不法就労防止のための啓発を行い、人権意識の向上を図る必要があります。また、外国人が気軽に相談することができる、外国人労働者の相談窓口の整備なども重要となります。

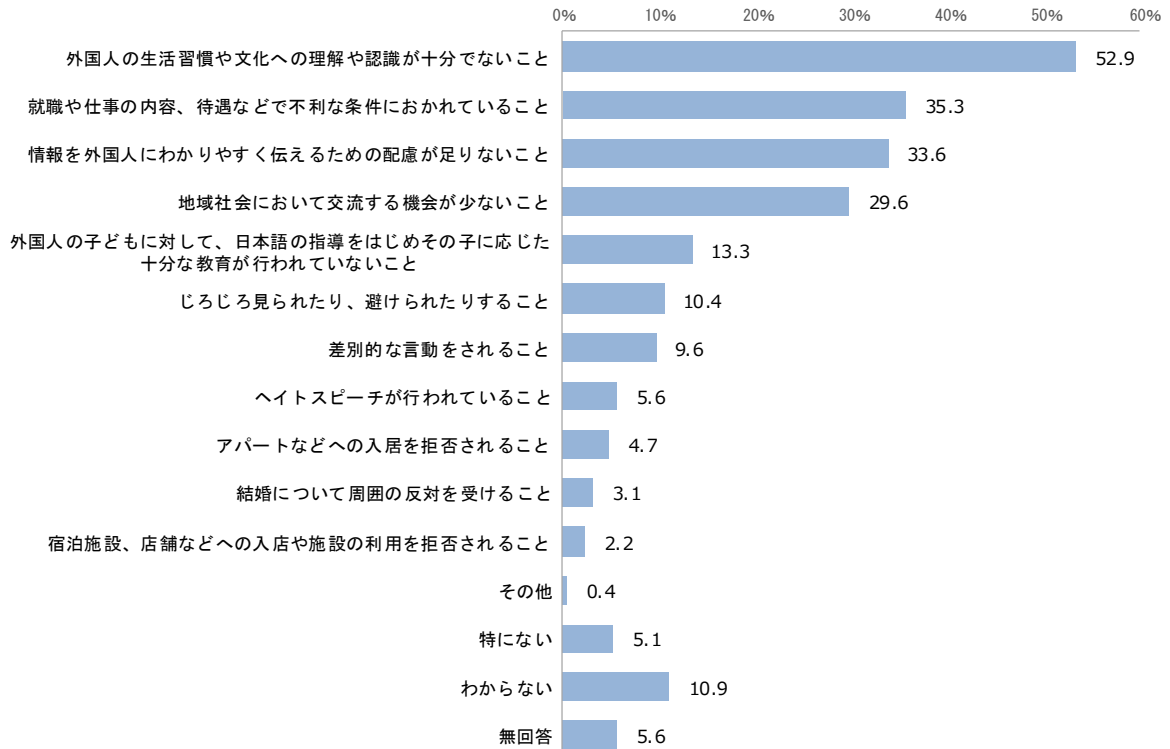
本市では、外国人講師による講演会の開催、学校において外国語指導助手(ALT)との交流や国際理解につながる学習の場を設けるなど、外国人への理解を深めるための取り組みを積極的に推進しています。今後も、様々な外国人との交流を通して、相互理解の促進に努めます。

また、「ヘイトスピーチ解消法」を踏まえ、ヘイトスピーチは許されないという認識を広め、法務局などと連携し、その解消に向けて取り組んでいきます。

少子高齢化や労働人口の減少が進む中、今後、外国人労働者のさらなる増加が見込まれます。外国人が安心して生活することができる環境を整え、日本人と外国人がともに地域社会の一員として安心して暮らしていくことができる共生社会の実現をめざします。

2020年 市民意識調査（n=450）：複数回答

外国人の人権に関する事柄で、特に問題であると思うこと



(2) 今後の方向性及び取り組み

項目	方向性及び取り組み	担当課
啓発活動の推進	市の広報誌やホームページなどを活用した広報活動、外国人講師による講演会・研修会の開催、パネル展示など、様々な機会を通じて外国人の人権についての理解と認識を深めるよう、広く市民への啓発を推進します。	人権課
	ホームステイ・ホームビジットボランティア制度を活用した外国人のホームステイなどの受け入れや、市内在住の外国人と市民との交流を目的としたイベントの開催など、吉野川市国際交流協会が実施する事業を支援し、国際理解の普及促進に取り組みます。	生涯学習課
国際理解教育の推進	学校教育において、外国人への理解や配慮の意識を育成し、互いの個性を認め合える学習を推進します。	学校教育課
	児童生徒が外国語指導助手（ALT）との交流や国際理解につながる学習を通して、異文化に対する理解を深めます。	
外国人が安心して暮らせる社会づくりの推進	外国人の園児・児童生徒・保護者に対して、必要に応じたサポートやサービスを提供します。	学校教育課 子育て支援課
	市内在住または訪問する外国人に対する通訳ボランティア活動や外国にルーツを持つ児童生徒に対する日本語支援、地域で暮らす外国人への日本語教室などの吉野川市国際交流協会が実施する事業を支援し、外国人が地域のことを理解して楽しく生活できるよう支援します。	生涯学習課
	公共施設の表示やサイン標識などの多言語化に努め、分かりやすく、親しみやすいまちづくりの促進を図ります。	関係各課

7 感染症患者などの人権



【ハンセン病患者、元患者など】

ハンセン病は、らい菌による感染症で、感染力は極めて弱く、現在では治療法も確立され完全に治る病気です。しかしながら、日本は1907(明40)年の「癩(らい) 予防ニ関スル件」以降、ハンセン病患者に施設入所を強制する隔離政策を長く続けてきました。1996(平8)年になってようやく「らい予防法」が廃止され、強制隔離政策は終結しました。この90年に及ぶ強制隔離政策の下で、ハンセン病患者に対してなされた人権侵害は他に類例を見ないほどに深刻なもので、社会に残る偏見や差別のため隔離されたままに高齢を迎えざるを得なかったことから、病気が完治しているにもかかわらず、元患者の多くがハンセン病療養所に入所したまま故郷に帰れずにいます。

1998(平10)年、熊本地裁に「らい予防法」違憲国家賠償請求訴訟が提訴され、2001(平13)年5月、原告(患者・元患者)が勝訴、政府は控訴をしませんでした。2009(平21)年4月1日、ハンセン病問題の解決促進を目的とする「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律(ハンセン病問題基本法)」が施行され、取り組みを進めてきました。

また、国がハンセン病を強制隔離の必要な恐ろしい伝染病であるとして施策を推し進めたことは、ハンセン病に対する正しい知識を覆い隠してしまい、国民に強い偏見を植え付け、元患者だけでなくその家族も差別や偏見の対象とされてきました。そこで、2016(平28)年、患者・元患者の家族は国に対し、隔離政策による偏見や差別の被害などに対する損害賠償を求め、熊本地方裁判所にハンセン病家族国家賠償請求訴訟を提訴しました。国は2019(令和)年6月に熊本地方裁判所が示した判決に対し、控訴を行わないこととし、患者・元患者やその家族がおかれていた境遇を踏まえた人権啓発や、人権教育などの普及・啓発活動の強化などに取り組むことが示されました。

しかし、今なおハンセン病に対する根深い偏見や差別は解消されておらず、元患者やその家族の苦しみは続いています。

【H I V感染者など】

H I Vの感染力は弱く感染経路が限られているので、正しい知識を持って予防ができれば、日常生活では感染することはなく、いたずらに感染を恐れる必要がないにもかかわらず、病気そのものや患者、感染者を特別視する差別意識が存在しています。医療の進歩に伴い感染者にとっては長期療養が可能になり、治療を受けながら社会生活を営むことが可能となりました。そのため、地域や職場におけるH I V感染者への理解と支援がより一層必要となっています。また、H I Vに関してメディアが取り上げる機会が減少したことなどにより、年齢層によって意識や知識の違いが見受けられるため、感染予防や検査の必要性を含め、より多くの市民にH I V感染やエイズに関する正しい知識や予防行動を促進する情報を発信して早期発見・早期治療のための啓発活動を継続し、H I V感染者を支え共生していける社会づくりが求められています。

【新型コロナウイルス感染者など】

新型コロナウイルス感染症の世界的な大流行で、国内外が未曾有の危機に直面しています。そうした中で、新型コロナウイルスの感染拡大は、社会における差別や不平などをあらわにしました。国内においても、感染者や医療従事者、その家族などへの差別や人権侵害が深刻化しています。さらに、こうした差別に加えて、ひとり親家庭、外国人、障がいのある人などのマイノリティ問題や虐待やDV、学力や情報の格差問題など、既存の構造的差別や社会的矛盾が顕在化する形で、社会的弱者に対する差別が引き起こされています。

徳島県では、2021(令3)年に「徳島県新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止に関する条例」が施行されました。この条例は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止に関して、県の責務と県民や事業者の役割を明らかにするとともに、クラスター発生施設の公表や差別的取り扱いなどの禁止について定めることにより、社会経済活動の引き上げとの両立を図りながら、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止することが目的とされています。差別的取り扱いなどの禁止については、「何人も、新型コロナウイルス感染症の患者及び医療従事者並びにこれらの家族並びに事業者のみならず全ての者に対し、新型コロナウイルス感染症に感染し、又は感染しているおそれがあること、新型コロナウイルス感染症の感染防止策を適切に講じていないおそれがあること等を理由として、不当な差別的取扱い、誹謗中傷その他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。県は、差別的取扱い等が行われないようにするため、新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識の普及、差別的取扱い等の禁止に関する啓発その他必要な措置を講ずるものとする。」と明記されています。

感染症対策には、市民の理解・参加・協力が不可欠で、差別や偏見がそれを阻害するということは、これまでのハンセン病問題やH I V問題などの解決に向けた取り組みから学ぶことができる教訓です。こうした観点から、感染症の予防、検査、治療といった病気そのものへの取り組みを有効なものとするためにも、感染症対策における人権問題への取り組みは、それらと同等に重要です。

(1) 現状と課題

本市の小・中学校では、ハンセン病問題を正しく理解するための学習に取り組んでいます。児童生徒やP T Aがハンセン病国立療養所大島青松園を訪問し、納骨堂をはじめとした園内のフィールドワークや、徳島県人の元患者との交流を通して、ハンセン病問題を正しく理解する実践も行われてきました。

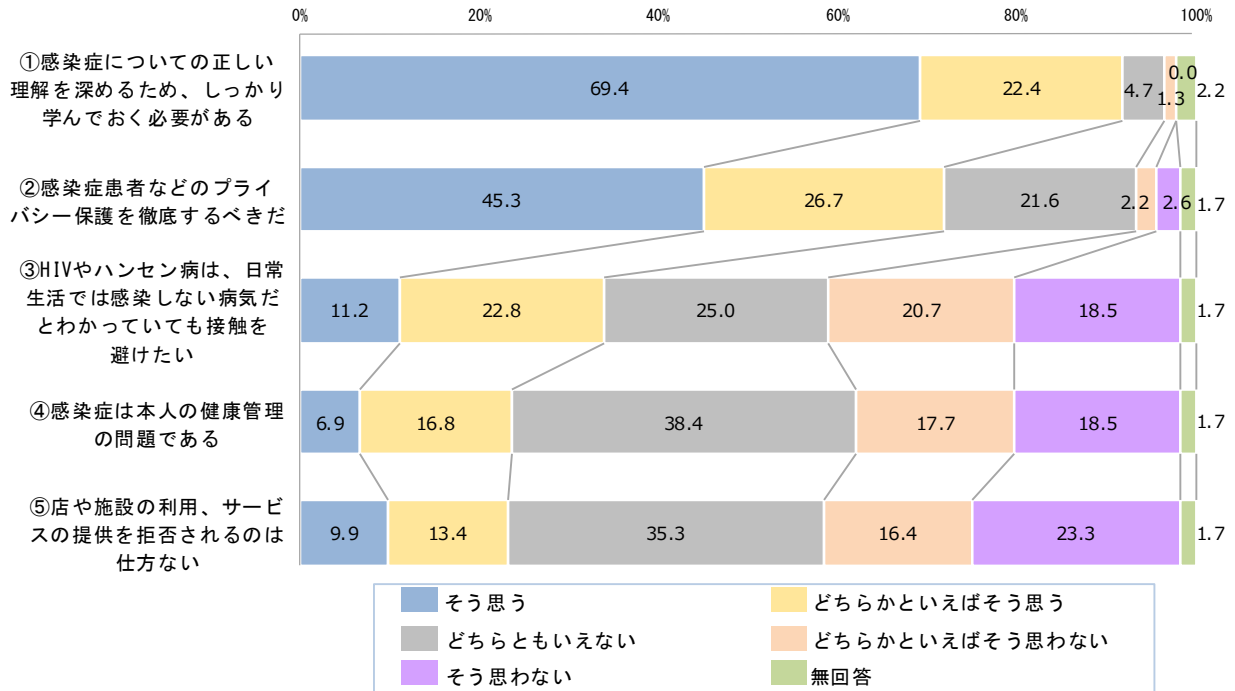
中学生意識調査の「関心のある人権問題」では、「いじめ・子どもへの虐待」が81.9%で最も多く、次いで「H I V・ハンセン病患者・コロナウイルス感染者などに対する差別」が79.7%でした。コロナ禍で、生徒たちが感染症に関する差別をより切実に、自分事として捉えていることが伺えます。

しかし一方で、「H I V感染者やハンセン病元患者、新型コロナウイルス感染者などの人権に関する考え方」では、「感染症についての正しい理解の必要性」は91.8%の生徒が感じているものの、「接触を避けたい」(34.0%)、「本人の健康管理の問題」(23.7%)、「店の利用などを拒否されるのは仕方ない」(23.3%)と感じている生徒もおり、感染者が非難されたり、差別されたりしていることと、こうした意識が関係している可能性があると考えられます。

2021(令3)年5月1日現在、厚生労働省の調査によると、ハンセン病国立療養所入所者は1,001人、平均年齢は87歳です。ハンセン病元患者の人々が「生きてきてよかった」と思える社会の構築に向けて、解決の主体者となる人材の育成と、市民へのハンセン病に対する正しい知識の普及とともに、元患者やその家族などへの理解を深めるための啓発を推進します。あわせて、ハンセン病問題の過ちを繰り返さないために、感染症などにかかわる人権侵害の防止に向けて、学校、家庭、地域、職場などのあらゆる場において、正しい知識の普及や情報提供、人権啓発に、継続的に取り組めます。

2020年 中学生意識調査 (n=232)

HIV感染者やハンセン病元患者、新型コロナウイルス感染者などの人権に関する考え方



(2) 今後の方向性及び取り組み

項目	方向性及び取り組み	担当課
啓発活動の推進	市の広報誌やホームページなどを活用した広報活動、講演会・研修会の開催、パネル展示など、様々な機会を通じて感染症に対する正しい知識の普及と感染症患者などに対する正しい理解について広く市民への啓発を推進します。	人権課
	新型コロナウイルス感染症の正しい知識の普及と人権侵害防止のため、引き続き啓発を推進します。	人権課 市長公室
	県や保健所と連携を図り、感染症予防に関する正しい知識の普及・啓発及び情報提供の充実に努めるとともに、様々な機会を捉え、正しい知識の普及に取り組みます。	健康推進課
学校における人権教育の充実	学校教育において、感染症の正しい予防法や正しい知識の普及に努め、感染症の予防と感染症患者などに対する差別や偏見の解消に取り組みます。	学校教育課
	ハンセン病元患者やその家族の思いを学ぶことを通して、児童生徒のハンセン病問題への正しい理解を促進します。	

8 インターネット上における人権侵害



近年の情報技術の発展は目覚ましく、情報の収集・発信の利便性は大きく向上しました。総務省の「令和3年版情報通信白書」によると、2020(令2)年のインターネット利用率(個人)は83.4%となっており、さらに、スマートフォンやタブレットなどの急速な普及は、インターネットの世界をますます私たちの身近なものにしています。

しかしながら、インターネットによりコミュニケーションの輪が広がり便利になる一方で、インターネットを悪用した行為が増加しており、他人への誹謗中傷や侮蔑、無責任なうわさ、特定の個人のプライバシーに関する情報の無断掲示、差別的な書き込み、インターネット上でのいじめなど、人権やプライバシーの侵害につながる情報が流れています。また、ヘイトスピーチや同和問題に関して差別を助長するような内容の書き込みがされることもあります。

近年、特に問題となっている児童ポルノは、それ自体も子どもの人権擁護上許されるものではありませんが、その画像が一度でもインターネット上に流出すれば、画像のコピーが転々と流通して回収することが極めて困難となり、被害を受けた児童は将来にわたって永く苦しむことになるなど、重大な人権侵害と言わざるを得ません。

さらに、命にかかわるような情報など、インターネット上の有害情報に起因して、犯罪やトラブルに巻き込まれて被害に遭うといった人権侵害事案も発生しています。

このため、2002(平14)年に「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(プロバイダ責任制限法)」が施行され、被害者がプロバイダなどに書き込みの削除や発信者情報の開示を求めることができると規定されましたが、手続きに時間がかかるなどの課題が残っていました。2009(平21)年に「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(青少年インターネット環境整備法)」が施行され、青少年を有害情報から守るために、携帯電話会社などにフィルタリング(閲覧制限)サービスなどの提供が義務づけられるようになりましたが、依然として人権侵害は後を絶たない状況です。2021(令3)年にはプロバイダ責任制限法が改正され、施行後は、発信者情報の開示請求に係る手続きの簡素化や、通信事業者に発信者情報の消去禁止命令を出すことが可能となるなど、誹謗中傷を行った人を特定しやすくし、より迅速な被害者の権利救済が図られるようになります。

インターネットによる人権侵害を防止するためには、利用時のルールやマナーを守り、正しい理解のもと適切な利用ができるよう周知・広報に努めるとともに、被害にあった場合の迅速な対処方法の周知や、加害者にも被害者にもならないための教育・啓発の推進が求められます。

(1) 現状と課題

インターネット上の人権侵害については、社会の情報化が進む過程で発生した、誰もが加害者にも被害者にもなりうるものであり、個人の責任とモラルについて学び考え続けていかなくてはならない人権課題です。

市民意識調査の「インターネット上における人権侵害に関する事柄で、特に問題であると思うこと」では、「他人を誹謗中傷する表現や、差別を助長するなどの人権を侵害する情報が掲載されること」が76.7%と最も多く、全ての世代においてこの点について最も危惧していることが伺えます。次いで、「プライバシーに関する情報が掲載されること」(55.8%)、「子どもたちの間でインターネットを利用したいじめが発生していること」(53.1%)となっており、幅広い年齢層への情報モラルの育成が必要とされています。

2021(令3)年度には、本市の小・中学校において児童生徒に対し、1人1台端末が整備され、

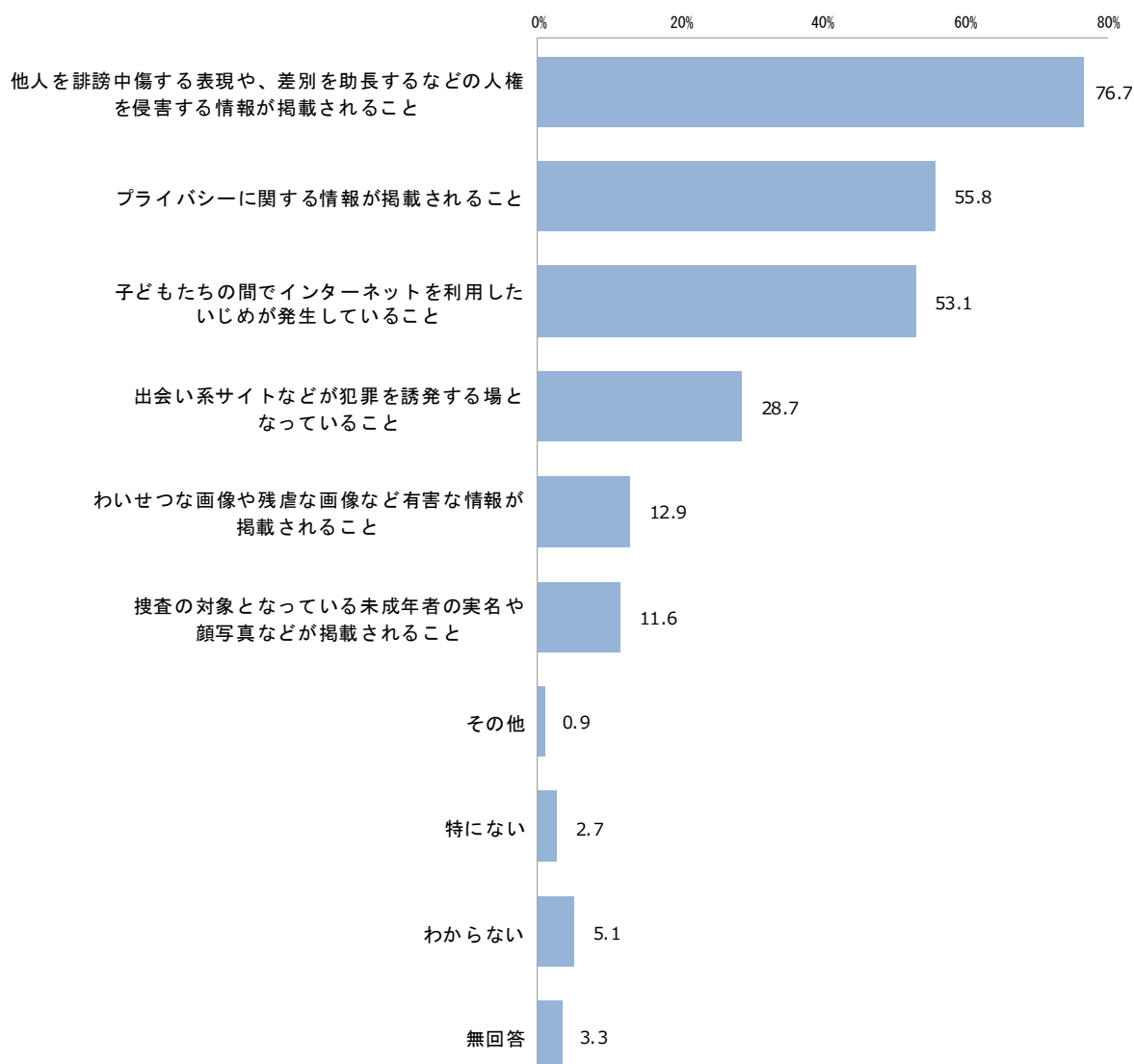
Society5.0時代（必要なときに必要な情報が得られるようサイバー（仮想）空間とフィジカル（現実）空間の融合をめざす社会）に生きる子どもたちにとって、PC端末は鉛筆やノートと並ぶ必需品です。今や、仕事でも家庭でも、社会のあらゆる場所でICT（情報通信技術）の活用が日常のものとなっており、子どもたちがICTを適切かつ安全に使いこなすことができるよう、適切な使用方法の周知とともに、自他の権利を尊重し情報社会での行動に責任を持ち、犯罪被害を含む危機を回避できるよう、発達段階に応じた情報モラル教育の充実を図ります。

また、幅広い年齢層に対し、インターネット上に流出した情報や画像を完全に消し去ることは極めて困難であることから、インターネットには必ず現実の「人」がかかわっていることを考慮し、人権に配慮した正しい利用方法の理解と、SNS利用などに関する注意喚起を行っていきます。

さらに、人権侵害に該当すると思われる事案が発生した場合は、法務局などの関係機関と連携し、削除要請を申し入れるなど、迅速かつ適切な対応を図ります。

2020年 市民意識調査（n=450）：複数回答

インターネット上における人権侵害に関する事柄で、特に問題であると思うこと



(2) 今後の方向性及び取り組み

項目	方向性及び取り組み	担当課
啓発活動の推進	市の広報誌やホームページなどを活用した広報活動、講演会・研修会の開催、パネル展示など、様々な機会を通じてインターネットの正しい利用や人権侵害を受けない対策、また、人権侵害を受けた場合の対処方法などについて啓発を推進します。	人権課
学校教育を通じた啓発の推進	学校教育を通じて、インターネットやSNS利用時の注意事項や被害に遭った場合の相談先の情報などを、児童生徒や保護者に向けて発信します。 情報教育を通じて、発達段階に応じた情報モラルを身に付けるための学習を推進します。	学校教育課
情報モラルの普及・啓発	情報モラルについての関心を高め、情報リテラシー（情報活用能力）を身に付けられるよう教育・啓発に取り組みます。	人権課
関係機関との連携	法務局などの関係機関と連携・協力を図り、インターネットによる人権侵害が発生した場合は、プロバイダへの削除要請など適切に対応します。	人権課



9 性的マイノリティの人権

性のあり方は、一人一人に個性があるように、その表れ方や組み合わせも人によって様々です。性的マイノリティは、様々な性のあり方の中で、少数の立場のことをいいます。また、レズビアン（L：女性同性愛者）、ゲイ（G：男性同性愛者）、バイセクシュアル（B：両性愛者）、トランスジェンダー（T：身体の性と性自認が一致しない人）、クエスチョニング（Q：自分の性のあり方が分からない・悩んでいる状況にある人）の頭文字をとってLGBTQと言われることもあります。

近年、「ダイバーシティ」という言葉が一般的に使われるようになり、性の多様性についても認識が広がりつつありますが、依然として性的マイノリティの人たちは、男女の区別や異性愛を前提とした社会の中で、周囲の理解が不足しているために、差別や偏見、いじめなどの精神的な苦痛を受けたり、就職や賃貸住宅への入居の際に困難を強いられたりするなどの様々な問題に直面しています。また、幼少期から、自分の性別に対する違和感を持ちながらも正しい知識を得る機会がなく、誰にも相談できずに悩み続ける場合もあります。

2004(平16)年には「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律(性同一性障害特例法)」が施行され、性同一性障害の戸籍上の性別変更が可能になりました。さらに、2008(平20)年には、その条件を緩和する法改正が行われましたが、依然、未成年の子がいないこと、生殖機能の放棄や身体的性別の変更などが定められており、望む性への変更が困難な状況に、さらなる緩和を求める意見もあります。

学校においては、2015(平27)年に、文部科学省が「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」を通知し、性同一性障害を含めた、性的マイノリティの子ども全体への対応を求めています。

誰もがありのまま、自分らしく生きることができるとして、性の多様性についてさらに理解を深め、差別や偏見をなくすよう一層の取り組みが必要です。

(1) 現状と課題

市民意識調査の「性的マイノリティに関し、現在、どのような人権問題が起きていると思うか」では、「性的マイノリティに関する理解や認識が十分でないこと」が60.9%と最も多く、次いで「差別的な言動をされたり、避けられたりすること」(39.1%)、「学校・職場・地域などで嫌がらせを受けること」(37.6%)となっています。さらに、年代別では、若い世代ほど性的マイノリティの人権問題への意識が高いことが伺えます。多様な性に関する正しい知識と認識を深めるためのさらなる人権教育や啓発の取り組みが求められています。

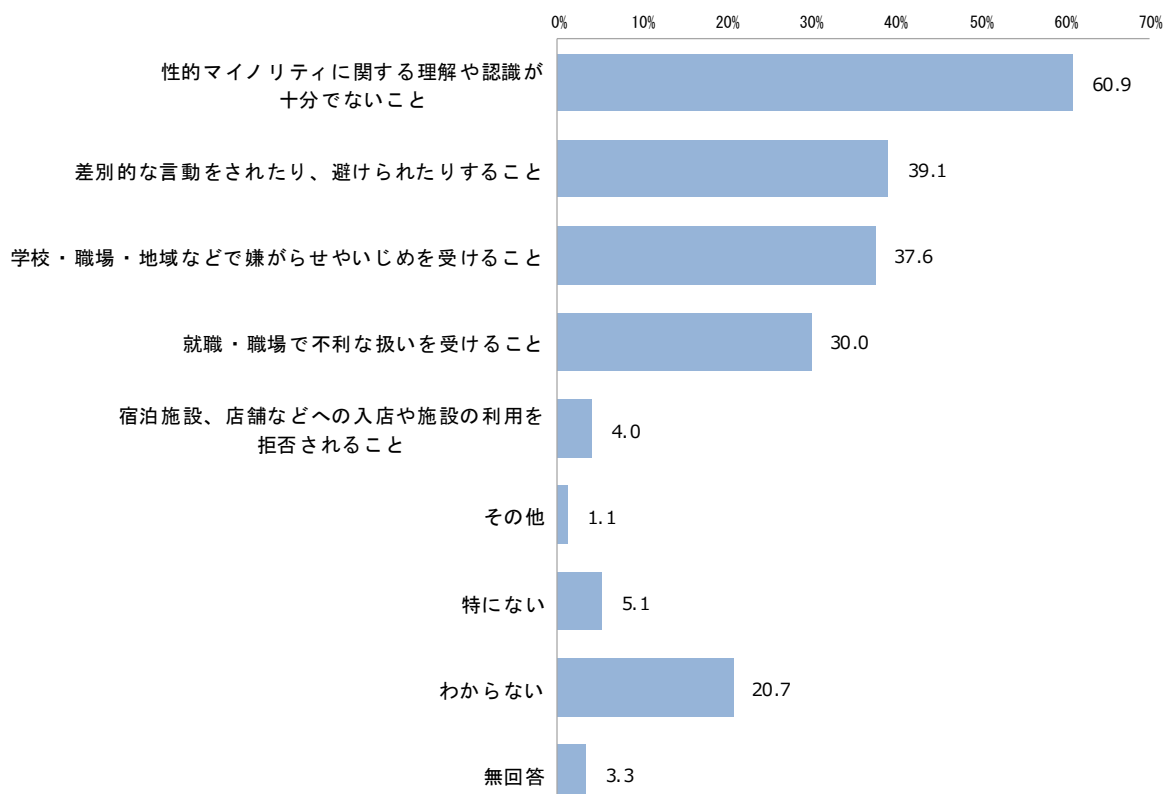
近年では、世界の多くの国で同性婚が認められるようになり、日本においても性的マイノリティであるカップルがその関係を公的に認める「パートナーシップ制度」を導入する自治体が増え、性的マイノリティへの支援に広がりを見せています。

本市においても、2021(令3)年1月1日に「吉野川市パートナーシップ宣誓制度」を制定し、互いの個性や多様性を認め合い、性的指向や性自認にかかわらず、誰もが個人として尊重される社会の実現をめざしています。また、「LGBTQ電話相談」や「LGBTQコミュニティスペース」を実施し、当事者やその支援者が情報交換や専門家を交えて交流のできる場を設けることで、それぞれが抱える悩みの解消に向けて取り組んでいます。

今後も、性的マイノリティの人々が直面する課題を認識し、市民一人一人の多様性への理解を深める啓発を行うとともに、各種講演会やイベントの開催などを積極的に行い、全ての人が尊厳を持って自分らしく生きることができる社会の実現をめざします。さらには、学校教育において、ありのままの自分を出せずに悩んでいる性的マイノリティの子どもたちが相談できる窓口の整備を行うとともに、必要に応じて関係機関と連携し、きめ細やかな対応に取り組めます。

2020年 市民意識調査 (n=450) : 複数回答

性的マイノリティに関し、現在、どのような人権問題が起きていると思うか



(2) 今後の方向性及び取り組み

項目	方向性及び取り組み	担当課
啓発活動の推進	市の広報誌やホームページなどを活用した広報活動、講演会・研修会の開催、パネル展示など、様々な機会を通じて多様な性のあり方についての理解促進を図り、偏見や差別の解消に取り組みます。	人権課
学校における人権教育の充実	学校教育において、性的マイノリティに対する理解の促進と多様性を尊重する人権教育を推進します。	学校教育課
相談・支援体制の充実	「LGBTQ電話相談」や「LGBTQコミュニティースペース」を実施して当事者やその支援者などが情報交換や交流のできる場を設けるなど、それぞれが抱える悩みの解消につながる取り組みを推進します。	人権課
	学校と関係機関との連携を強化し、性的マイノリティの子どもたちが安心して相談することができる体制を整備します。	学校教育課 人権課
パートナーシップ宣誓制度の周知	性の多様性についての認識を深めるため、「吉野川市パートナーシップ宣誓制度」の効果的な周知に取り組みます。	人権課
性別記載欄の配慮	市の申請書類などの公文書について、性別記載欄の削除または記載の配慮に努めます。	全庁

10 ハラスメント



ハラスメントには、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、マタニティハラスメントなど様々な種類があり、行う側の意識の有無は関係なく、たとえ本人にそのつもりがない場合でも相手を不快にさせる行為、尊厳を傷付ける行為、不利益を与える行為などはハラスメントに該当します。

ハラスメントに関する行政への相談件数が年々増加していることを受けて「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（労働施策総合推進法）」が改正され、新たにパワハラ防止に関する規定を新設して2020(令2)年に施行されました。また、同時期に「男女雇用機会均等法」と「育児・介護休業法」も改正され、セクハラやマタハラなどの防止対策についても強化されました。これにより、事業主は、雇用管理上講ずべき措置（方針の明確化と周知啓発、相談体制の整備、ハラスメントに係る事後の迅速かつ適切な対応など）が義務化されました。

ハラスメントは、個人としての尊厳を不当に傷付ける社会的に許されない行為であり、働く人が能力を発揮することの妨げにもなります。それはまた、事業所にとっても、職場秩序の乱れや業務への支障につながり、社会的評価に悪影響を与えかねない問題です。

働く全ての人が、自ら防止する意識を持ち、組織としても相談窓口の設置や気軽に相談できる仕組みを確立するなど、社会全体で意識改革に取り組んでいくことが重要です。

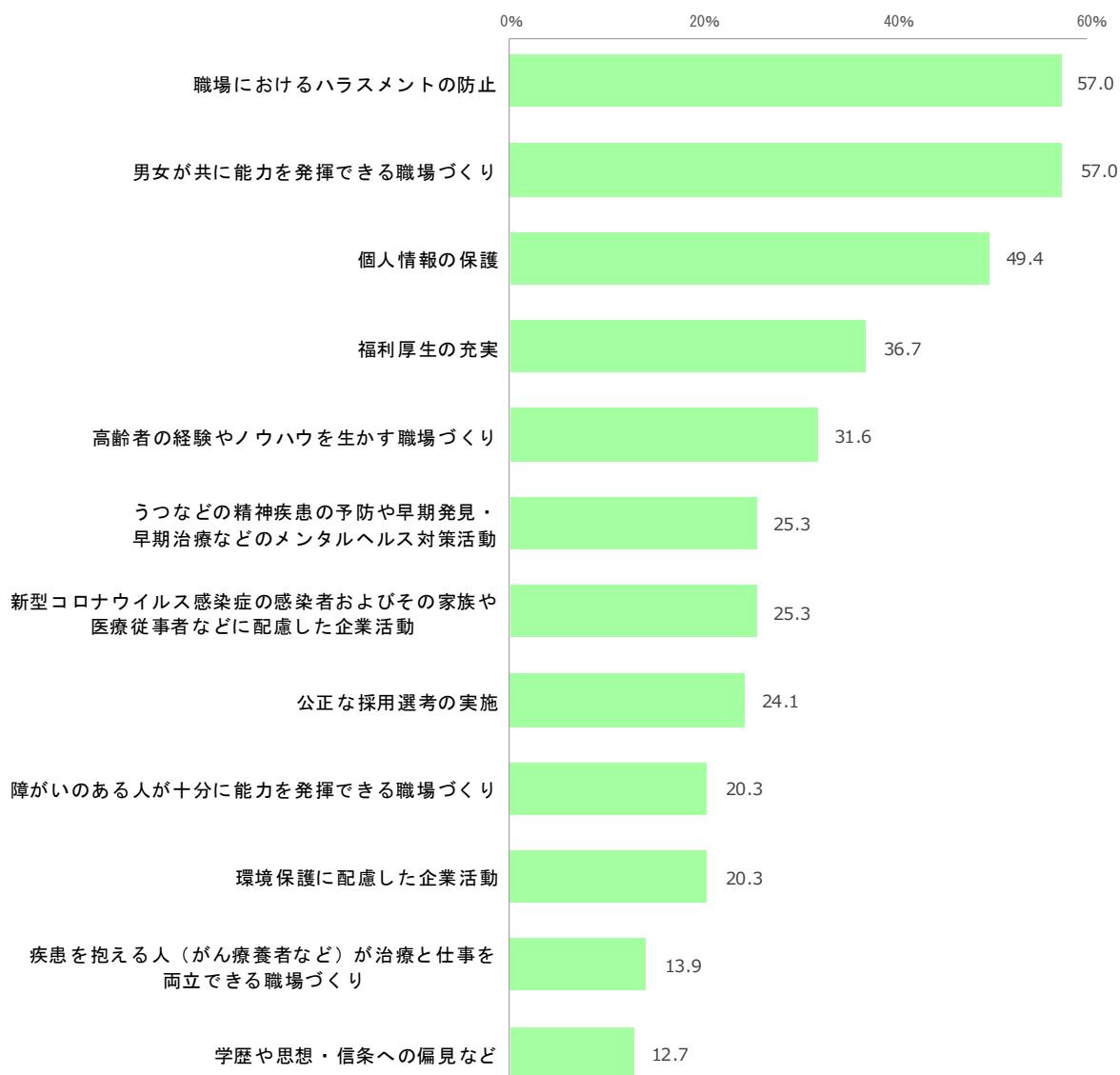
(1) 現状と課題

市民意識調査の「今までに職場で受けた経験のあるセクハラ」では、「宴会などでお酌やデュエットを強要された」(10.7%)、「『女(男)のくせに』や『女(男)だから』と差別的な言い方をされた」(10.4%)、「結婚の予定についてたびたび聞かれた」(10.2%)、「不必要に体を触られた」(8.9%)となっており、職場におけるハラスメントについての認識と、人権意識の向上が必要とされていることが伺えます。

また、事業所意識調査の「関心のある人権問題」では、「職場におけるハラスメントの防止」が57.0%で最も多く、ハラスメント防止対策への関心の高まりが伺えます。さらに、「職場におけるハラスメントの予防・解決を進める上で、課題と思うこと」では、「経営者や管理職の理解が不足している」「従業員全般の理解が不足している」がともに26.6%と最も多くなっており、経営者や従業員に対して、ハラスメントに関する正しい知識を身に付けるための取り組みを進める必要があると考えられます。

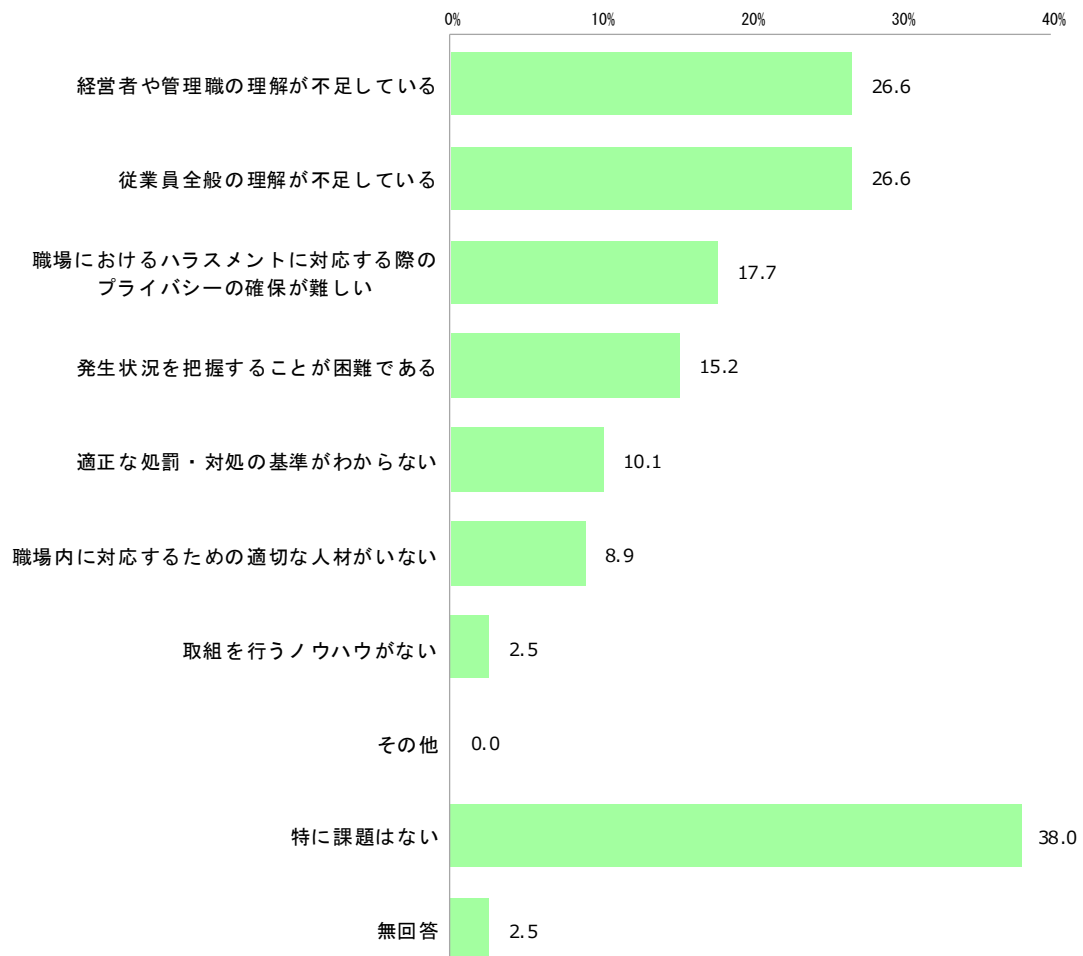
2020年 事業所意識調査 (n=79) : 複数回答

関心のある人権問題 (上位より12項目)



2020年 事業所意識調査 (n=79) : 複数回答

職場におけるハラスメントの予防・解決を進める上で、課題と思うこと



本市では、吉野川安定所管内の行政と事業所からなる「吉野川安定所管内人権啓発企業連絡会」を結成し、相互に連携して人権問題に対する正しい理解と認識を深め、主体的に幅広く啓発活動に取り組むことを目的として活動しており、研修会やセミナーの定期的な開催や意見交換などから人権意識の向上を図っています。

ハラスメントに関する問題を解消するためには、被害者と加害者の双方の意識改革が必要です。被害者側は仕方のないことと思いついたり、職場関係を壊したくないからと我慢したりするのではなく、深刻化・常習化する前に事業所や組織、自治体に設置されている相談窓口へ相談すること、また、誰もが加害者になる可能性があることから、全ての人がハラスメントに関する正しい知識を身に付けることが大切です。さらに、ハラスメントはストレスの多い職場で多く発生することから、長時間労働の是正や働き方の見直しを行うなどの労働環境の見直しを図り、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みを推進し、誰もが働きやすい職場環境となるよう整備することも重要となります。全ての人がハラスメントのない職場でいきいきと働くためには、互いを尊重し合える人間関係の構築も不可欠です。

誰もが加害者にも被害者にもならないために、ハラスメントは許されない行為であるということが社会の通常認識となるよう引き続き啓発活動に取り組めます。

(2) 今後の方向性及び取り組み

項目	方向性及び取り組み	担当課
啓発活動の推進	市の広報誌やホームページなどを活用した広報活動、講演会・研修会の開催、パネル展示など、様々な機会を通じて、ハラスメントの防止に向けて制度の周知や啓発を推進します。	人権課
	吉野川安定所管内人権啓発企業連絡会において、研修会の開催や意見交換など通して事業所の人権意識の向上を図ります。また、それぞれの職場でハラスメント対策の取り組みが進むよう啓発を行います。	
	市職員や教職員、管理職を対象とした研修を実施し、職場におけるハラスメントの防止に向けて、ハラスメントについての認識を深め、人権意識の向上を図ります。	総務課 学校教育課
事業所の職員研修会などへの支援	事業所が実施する職員研修会などに、人権講師団の講師派遣や人権啓発DVDの貸し出しなどを行い、人権教育への取り組みを支援します。	人権課

1.1 犯罪被害者などの人権



犯罪被害者やその家族または遺族（以下「犯罪被害者など」という。）は、犯罪そのものやその後遺症によって精神的・経済的に大きな深い傷を受けます。また、興味本位のうわさや心ない中傷などにより名誉が傷付けられたり、捜査や裁判での精神的・時間的負担、近隣住民や知人の無責任な言動やうわさ話、マスコミの報道などによる新たな精神的被害を受けたりするなど、被害後に生じる様々な二次的被害も深刻な問題となっています。

こうした犯罪被害者などの権利利益の保護を図るため、2005(平17)年に「犯罪被害者等基本法」が施行されました。この法律に基づき、同年に閣議決定された「犯罪被害者等基本計画」において、毎年11月25日から12月1日の間が「犯罪被害者週間」と定められました。期間中には、犯罪被害者などが置かれている状況について国民が正しく理解し、国民の協力の下に関係施策が講じられていくよう、犯罪などによる被害について考える機会として、全国各地で広報啓発イベントが開催されています。また、2021(令3)年には犯罪被害者などの権利利益の保護がより一層図られる社会をめざした「第4次犯罪被害者等基本計画」が策定されています。

徳島県においては、2021(令3)年4月に、犯罪被害者などが受けた被害の回復または軽減及び犯罪被害者などの生活の再建を図るとともに、誰もが安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的として「徳島県犯罪被害者等支援条例」が施行されました。この条例に基づき、同年に犯罪被害者などの支援に関する基本方針を定めるとともに具体的な施策を体系的に整理し、支援施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした「徳島県犯罪被害者等支援推進計画」が策定され、国、県、市町村、民間団体などが役割を互いに理解し、相互に連携して支援を行える体制を構築するとされています。

市民意識調査では、犯罪被害者などの人権について、59.1%の人が関心があると回答しています。犯罪被害者などの人権が尊重される社会をつくるためには、まずは人々が犯罪被害者の置かれている状況や犯罪被害者などの支援について理解を深めることが必要なことから、様々な機会を通して市民への啓発に積極的に取り組んでいきます。

(1) 今後の方向性及び取り組み

項目	方向性及び取り組み	担当課
啓発活動の推進	市の広報誌やホームページなどを活用した広報活動、講演会・研修会の開催、パネル展示など、様々な機会を通じて犯罪被害者などの人権について理解を深めることができるよう、広く市民への啓発を推進します。	人権課
	法務局などの関係機関と連携し、犯罪被害者及びその家族が置かれた状況や支援の必要性を社会に周知するため、広報啓発を推進します。	
相談・支援体制の充実	犯罪被害者支援センターや徳島県立人権教育啓発推進センター(あいぽーと徳島)などの関係機関・関係団体と連携し、相談や支援に取り組みます。	総務課 人権課

12 様々な人権課題



現在の社会には、これまで述べてきた以外にも、未だ解決していない、あるいは社会の変化とともに新たに生じた、以下のような人権問題が存在しています。

・アイヌの人々の人権

北海道などに古くから住んでいるアイヌの人々は、自然と共生し、固有の言語や伝統的な儀式・祭事、ユカラなどの多くの口承文芸など、独自の豊かな文化や伝統を発展させてきました。

しかし、「北海道開拓」が進められる中での同化政策(アイヌの人々の日本人化政策)により、アイヌの人々は独自の文化を奪われ、生活の基盤となっていた漁・狩猟などが禁止されたことで、本土出身者(和人)との間に生活上の格差が生まれ、日常生活において様々な偏見による差別を受けてきました。

政府は、2007(平19)年に国連総会で採択された「先住民族の権利に関する国際連合宣言」や2008(平20)年に国会で採択された「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」に関する内閣官房長官談話を踏まえ、アイヌの人々が先住民族であることを認め、これまでのアイヌ政策を一層推進することとしました。

その後、2019(令元)年5月に「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律(アイヌ施策推進法)」が施行され、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を目的として、アイヌの人々への差別の禁止やアイヌ政策を実施するための支援措置などが定められました。従来の文化振興や福祉政策に加え、地域振興、産業振興、観光振興を含めた総合的な施策が進められています。その一つとして、2020(令2)年には、アイヌ文化の復興・発展の拠点として「民族共生象徴空間(愛称「ウポポイ」)」が設立されました。

アイヌの人々は、民族の言葉や文化、伝統を伝承保存するために活動しています。私たち一人一人がアイヌの歴史や文化、伝統を正しく理解することが、差別や偏見を無くすことにつながります。

・被災者の人権

2011(平23)年3月11日に発生した東日本大震災は、東日本全域に甚大な人的・物的被害をもたらした未曾有の大災害です。また、地震と津波に伴い発生した原子力発電所の事故は、被害をより

深刻なものとなりました。今なお多くの人々が避難生活を余儀なくされています。このような中、避難先においても、被災者に対する嫌がらせやいじめ、原発事故に伴う風評に基づく偏見や差別が問題となっています。

また、東日本大震災以降も、全国各地で、大規模な台風や豪雨などの災害が地域に大きな被害をもたらしており、こうした災害時には、災害による直接的な被害のみならず、様々な人権問題が発生しています。特に、配慮を要する人々（高齢者、障がいのある人、子ども、女性、外国人など）への影響が大きくなるため、そうした人々が何かを我慢し、苦痛を強いられることのないよう、被災された方々の状況や立場に寄り添い、配慮することが必要です。

「災害」と「人権」は切り離すことはできません。一人一人が震災などの記憶を風化させることなく、災害時であっても互いを思いやり、共感し合い、優しさをもって乗り越えていくために、「災害への備え」の一つとして日頃から人権意識を高めていくことが大切です。

本市では、「吉野川市地域防災計画」において、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立や高齢者や障がいのある人などの配慮を要する被災者への適切な対応などを位置づけており、災害時における人権確保の取り組みを進めています。

・刑を終えて出所した人の人権

刑を終えて出所した人は、本人に強い更生意欲があっても、周囲の根強い偏見や差別意識により、住居の確保や就職などの社会生活の様々な場面において、社会復帰が厳しい状況にあります。また、刑を終えて出所した本人だけでなく、その家族も社会からの偏見や差別を受けることがあります。犯罪から社会を守るためには、犯罪者を罰するだけでなく、刑を終えて社会復帰しようとする人を受け入れる社会環境が重要となります。

そうした中で、国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に向けて、2016(平28)年に「再犯の防止等の推進に関する法律（再犯防止推進法）」が施行され、刑を終えて出所した人などに対する就労支援をはじめとした再犯防止のための積極的な取り組みが進められています。また、法務省の主唱により、犯罪や非行を犯した少年の更生について国民の理解と協力を促進し、犯罪や非行のない地域社会を築くことを目的とした「“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～」が全国各地で実施されています。

本市においても、7月を「社会を明るくする運動」強調月間と定め、保護司会や関係機関・関係団体などと連携し、犯罪や非行の防止と更生への理解を深める啓発活動を展開しています。周囲の理解と協力は、罪を償い社会復帰のために努力をしている人にとって、大きな力となります。

・北朝鮮当局による拉致問題

1970(昭45)年頃から1980(昭55)年頃にかけて、北朝鮮による日本人拉致が多発しました。現在、17人が政府によって拉致被害者として認定されています。2002(平14)年9月に行われた日朝首脳会談において、北朝鮮は日本人を拉致していたことを認め、同年10月に5人の被害者が帰国しましたが、他の被害者については、未だ納得のいく説明はありません。この他にも、特定失踪者など、拉致の可能性を排除できない人が多く存在しています。拉致問題は、我が国の主権と国民の生命・安全にかかわる重大な問題であり、基本的人権の侵害という国際社会全体の普遍的な問題です。

国は、拉致問題を国の責任において解決すべき喫緊の重要課題と位置付け、拉致被害者としての認定の有無にかかわらず、全ての拉致被害者の安全確保及び即時帰国のために全力を尽くすとともに、拉致に関する真相究明などを進めています。そうした中、北朝鮮による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ北朝鮮による人権侵害問題の実態を解明し、その抑止を図ることを目的として、2006(平18)年6月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律（北朝鮮人権法）」が施行されました。

また、国民の間に広く拉致問題やその他北朝鮮当局による人権侵害問題についての関心と認識を深めるため、映画「めぐみー引き裂かれた家族の30年」やアニメ「めぐみ」などの上映会の開催、政府拉致問題対策本部のYouTube公式動画チャンネルやTwitter公式アカウントを通じた拉致被害者家族のメッセージ動画の配信など、情報発信を強化するとともに、毎年12月10日から同月16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」と定めています。

・人身取引（トラフィッキング）

性的搾取や労働の強要などを目的とした人身取引（トラフィッキング）は重大な犯罪であり、基本的人権を侵害する深刻な問題です。被害者が被る精神的・肉体的苦痛は非常に深刻で、人道的観点からも迅速・的確な対応が求められています。人身取引は日本でも起こっており、誰もが被害者となる可能性があります。

国は、2004(平16)年に人身取引の撲滅・防止、人身取引被害者の保護などを目的として「人身取引対策行動計画」を策定し、さらに、2014(平26)年12月には、より強力に総合的かつ包括的な人身取引対策に取り組んでいくため、「人身取引対策行動計画2014」を策定しました。日本における人身取引の実態把握、人身取引の防止・撲滅及び被害者の保護を推進するとともに、このような取組について広報を行い、被害に遭っていると思われる人を把握した際の通報を呼び掛けるなど、関係省庁が協力して人身取引の根絶をめざし取り組みを進めています。

本市においても、積極的に啓発を行い、被害者の早期発見と人身取引撲滅に向けて取り組んでいきます。

・ホームレスの人々の人権

様々な事情から、自立の意思がありながらホームレスになることを余儀なくされ、憲法で保障された健康で文化的な生活ができない人々が存在しています。ホームレスとなるに至った原因は、病気やけが、家庭内の問題といった個人の問題を超えて、経済状況など社会的要因が大きく影響しています。

こうしたホームレスの人々の自立を支援するため、2002(平14)年に施行した「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（ホームレス自立支援法）」は10年間の時限法でしたが、その後5年間延長され、さらに10年延長されています。2015(平27)年には「生活困窮者自立支援法」が施行され、これらの法律に基づき、多方面から雇用や住宅の確保などの支援を受けたことで、「ホームレスの実態に関する全国調査」（厚生労働省）結果では、法律施行前の2003(平15)年は25,296人だったホームレスの人数が2018(平30)年には4,977人まで減少しました。また、法律だけでなく、多くのボランティア団体やNPOによる炊き出しや衣類配布、生活保護申請や入院・施設入所サポートなどの支援活動も行われています。

しかしながら、ホームレスの人々が偏見や差別の対象となり、差別的言動や嫌がらせ、さらに暴力を受けるなどの人権侵害が後を絶ちません。この問題は生命にかかわる問題であり、決して無関心ではられません。一人一人がホームレスの人々への差別問題について考え、ホームレスの人々が置かれている状況を理解することで、誰もが生きやすく温かい社会をつくっていきましょう。

このほかにも、思想・信条に基づく差別、学歴差別、職業差別、婚外子への偏見や差別など多くの人権課題が存在し、さらに新たな人権問題も発生する可能性があります。

人権が文化として根付き、誰もが安心して暮らせるまちづくりに向けて、そうした人権課題に対して、一人一人が正しい知識と理解を深める事ができるよう情報提供や啓発活動に努めるとともに、あらゆる偏見や差別を解消する視点に立って、より一層の人権施策の推進を図ります。